

(2) その他関係資料

No	項目名	課名	ページ
1	財政カード(5年間)	財政課	1-10
2	時間外勤務手当(3年間)	人事課	11
3	正規職員、嘱託職員、臨時職員数の推移(市長部局・水道局・病院局ごと)(5年間)	人事課	12
4	基金残高(5年間)	財政課	13
5	地方債残高(5年間)	財政課	14
6	債務負担行為目的別残高(5年間)	財政課	15
7	会計ごとの繰出金状況(5年間)	財政課	16
8	公債費(元金・利子)及び今後の地方債残高の見通し(5年間)	財政課	17
9	公有地の売却件数及び売却額(5年間)	財政課	18
10	委託料全体及び清掃、警備、設備保守委託料(5年間)	財政課	19
11	法人住民税「資本金等の金額、従業員数」ランク別法人数(5年間)	税務課	20
12	市税項目別収納状況及び滞納状況(5年間)	税務課	21,22
13	教育費のうち建設費を除いた金額(5年間)	教育総務課	23
14	図書館及び学校図書館の図書購入費状況(5年間)	学校教育課、中央図書館、厚狭図書館	24
15	学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況	教育総務課	25
16	各学校別施設利用状況(有料、無料別・3年間)	教育総務課	26
17	就学援助利用者数、金額及び交付税算入額(5年間)	学校教育課	27
18	教育委員会所管の各施設の利用状況(有料、無料別・3年間)	社会教育課	28
19	きらら交流館及びきららガラス未来館の収支状況	社会教育課、文化スポーツ推進課	29,30
20	いじめ件数及び不登校人数(小野田地区、山陽地区ごと・5年間)	学校教育課	31
21	工事種別入札状況(件数、予定価格、落札金額など)	監理室	32
22	放課後子ども教室推進事業の利用実績(3年間)	社会教育課	33
23	DV関連相談件数(5年間)	市民活動推進課	34
24	文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況(3年間)	文化スポーツ推進課	35,36
25	家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量(5年間)	環境課	37
26	資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)	環境課	38
27	障害者サービス利用人数及び市の負担額(5年間)	障害福祉課	39
28	成人病検診、ガン検診実施状況(5年間)	健康増進課	40
29	生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(5年間)	社会福祉課	41
30	児童虐待相談件数、保護件数、保護人数(5年間)	子育て支援課	42
31	児童クラブ別申込数、利用人数、定員(5年間)	子育て支援課	43
32	保育所保育料及び階層ごとの人数	子育て支援課	44
33	校区别寝たきり老人数及び緊急通報利用者数(5年間)	高齢福祉課	45
34	高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(5年間)	高齢福祉課	46
35	ファミリーサポートセンターの利用実績(3年間)	子育て支援課	47
36	中央福祉センター及び児童館の指定管理者委託料並びに児童クラブの保育業務委託料の内訳	社会福祉課、子育て支援課	48-148
37	スマイルキッズの利用状況(4年間)	子育て支援課	149
38	環境調査センターの調査実績(3年間)	環境課	150

No	項目名	課名	ページ
39	制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額(5年間)	商工労働課	151
40	農業従事者数、耕作面積、耕作放棄地の面積(5年間)	農林水産課	152,153
41	漁協別漁業水揚げ額、漁業従事者数(5年間)	農林水産課	154
42	工事別県事業負担金(5年間)	農林水産課、土木課、都市計画課	155-157
43	市内バス路線の利用状況及び補助金額	商工労働課	158
44	小規模土地改良事業の申請件数、実施件数、工事額、地元負担額及び繰越件数(5年間)	農林水産課	159
45	小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)	土木課	160
46	市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)	建築住宅課	161
47	市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)	建築住宅課	161
48	市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数	建築住宅課	161
49	有料公園施設別の利用状況及び収入額(5年間)	都市計画課	162
50	公園維持管理料委託料(5年間)	都市計画課	162
51	下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額(5年間)	下水道課	163
52	港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)	土木課	164
53	住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)	建築住宅課	165
54	木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)	建築住宅課	165
55	工場設置奨励金の利用実績(3年間)	商工労働課	166
56	各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)	建築住宅課	167
57	有害鳥獣捕獲実績(5年間)	農林水産課	168
58	有害鳥獣防護柵補助件数、補助金額(5年間)	農林水産課	169
59	令和4年度一般会計における修繕料(50万円以上)	財政課	170
60	市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料	財政課	171
61	借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書	子育て支援課、農林水産課、都市計画課、建築住宅課、教育総務課、市民活動推進課	172-197

令和元年度 決算状況			都道府県名	山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
					ふ り が な		さんようおのだし	元 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3
					市 町 村 名		山陽小野田市		
人 口				人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
					区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
国勢 調査	平 成 27 年	62,671	17,748	就 業 人 口	平 成 27 年 国 勢 調 査		912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	平 成 22 年	64,550	18,881		平 成 22 年 国 勢 調 査		936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	増減率(%)	△ 2.9	△ 6.0						
住民 基本 台帳	R2.3.31	62,059		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
	H31.3.31	62,836							
面 積 (km ²)		133.09		基 準 財 政 収 入 額		8,688,023	財政再建	旧 産 炭	
人口密度(人/km ²)		471		基 準 財 政 需 要 額		14,045,849	不 交 付	過 疎	
区 分		令和元年度 (千円)		平成30年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		17,546,058	低 開 発	山 村
1 歳 入 総 額		31,104,857	32,444,444	財 政 力 指 数 (合 算)	29年度	0.614	旧 新 産	旧 工 特	
2 歳 出 総 額		30,412,086	31,256,171		30年度	0.616	共同処理の対象事務		
3 歳入歳出差引額		692,771	1,188,273		元年度	0.619	後期高齢医療	常備消防	
4 翌年度繰越財源		261,802	51,446		3ヶ年平均	0.616	災害基金	非常勤公務 災害	
5 実 質 収 支		430,969	1,136,827	実 質 収 支 比 率		2.5	交通災害共済 自治会館管理		
6 単 年 度 収 支		△ 705,858	719,528	公 債 費 負 担 比 率		12.8			
7 積 立 金		791,010	503,387	積 立 金 現 在 高		8,448,642	健全化判断比率 (％)		
8 繰 上 償 還 金		0	0	地 方 債 現 在 高		40,767,324	実質赤字比率	－	
9 積立金取崩額		400,000	0	債 務 負 担 行 為 額		4,941,701	連結実質赤字比率	－	
10 実質単年度収支		△ 314,848	1,222,915				実質公債費比率	8.1	
							将来負担比率	69.1	
特 別 職				事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
区 分		改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)						
(H31.4.1現在)				病 院	有	177,887	775,430	257	
				上 水 道 (簡水含む)	有	172,053	26,869	58	
市 長		H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道	有	75,921	120	7	
副 市 長		H17.3.22	740,000	下 水 道	有	0	1,116,830	20	
教 育 長		H17.3.22	655,000	農 業 集 落 水 排	有	0	54,869	0	
議 長		H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	22,656	0	0	
副 議 長		H17.3.22	402,000	国 民 健 康 陰 保	無	128,972	569,069	15	
議 員		H17.3.22	370,000	介 護 保 険 (保 険 勘 定)	無	199,101	928,013	32	
				後 期 高 齢 者 医 療	無	842	258,131	2	
				地 方 卸 売 場 市	無	151	6,505	0	
				小 型 自 動 車 競 走	無	△ 1,176,176	0	4	

市 町 村 名			山陽小野田市		類型	Ⅱ－2							
歳 入						性 質 別 歳 出							
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税		10,269,209	33.0	9,722,497	58.2	人 件 費		3,777,306	12.4	3,475,368	3,473,489	19.7	
地 方 譲 与 税		181,704	0.6	181,704	1.1	うち 職 員 給		2,638,188	8.7	2,351,230	2,425,993	13.8	
利 子 割 交 付 金		11,320	0.0	11,320	0.1	扶 助 費		6,264,087	20.6	1,889,899	1,876,272	10.6	
配 当 割 交 付 金		32,797	0.1	32,797	0.2	公 債 費		2,766,140	9.1	2,643,952	2,643,952	15.0	
株式等譲渡所得割 交 付 金		16,836	0.1	16,836	0.1	内 訳	元 利 償 還 金	2,765,555	9.1	2,643,367	2,643,367	15.0	
地 方 消 費 税 金		1,044,378	3.4	1,044,378	6.3		一時借入金利子	585	0.0	585	585	0.0	
ゴルフ場利用税金 付		65,885	0.2	65,885	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(12,807,533)	(42.1)	(8,009,219)	(7,993,713)	(45.3)	
自動車取得税金 交 付 金		27,420	0.1	27,420	0.2	物 件 費		3,208,851	10.6	2,584,900	2,352,955	13.3	
環 境 性 能 割 金		8,104	0.0	8,104	0.1	維 持 補 修 費		151,291	0.5	121,465	120,512	0.7	
地方特例交付金		139,312	0.4	139,312	0.8	補 助 費 等		5,364,963	17.6	5,100,263	4,203,200	23.8	
地 方 交 付 税		6,083,249	19.6	5,431,291	32.5	積 立 金		898,295	3.0	804,872			
内 訳	普通交付税	5,431,291	17.5	5,431,291	32.5	投 資 及 び 出 資 金		333,557	1.1	333,557	0	0.0	
	特別交付税	651,958	2.1			貸 付 金		165,000	0.5	0	0	0.0	
交通安全対策 交 付 金		5,357	0.0	5,357	0.0	繰 出 金		2,705,020	8.9	2,240,887	2,121,544	12.0	
分担金及び 負担金		219,103	0.7	0	0.0	前年度繰上充用金		0	0.0	0			
使 用 料		343,423	1.1	7,479	0.0	小 計		25,634,510	84.3	19,195,163	16,791,924	95.2	
手 数 料		138,213	0.4	0	0.0	投 資 的 経 費		4,777,576	15.7	793,742	経常収支比率 (%) 95.2 減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率 (%) 100.6		
国 庫 支 出 金		3,803,634	12.2			うち 人 件 費		81,222	0.3	81,222			
県 支 出 金		1,728,690	5.6			普通建設事業費		4,728,370	15.5	791,108			
財 産 収 入		29,702	0.1	0	0.0	内 訳	補助事業	1,032,187	3.3	62,088			
寄 附 金		93,100	0.3				単独事業	3,576,665	11.8	707,159			
繰 入 金		524,219	1.7				県営事業 負担金等	119,518	0.4	21,861			
繰 越 金		1,188,273	3.8				災害復旧事業費	49,206	0.2	2,634			
諸 収 入		718,768	2.3	36	0.0	失業対策事業費		0	0.0	0	歳入一般財源 (千円)		
地 方 債		4,432,161	14.3			合 計		30,412,086	100.0	19,988,905			
合 計		31,104,857	100.0	16,694,416	100.0			徴 収 率 (%)			経 常	16,694,416	
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	合 計	20,681,676	
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		市 民 税	99.6	42.3	98.4	歳出充当一般財源 (千円)		
					3,500		固定資産税	99.6	31.7	98.5			
議 会 費		239,015	0.8	239,015	市民税個人所得割税率		市 税 合 計	99.6	36.2	98.4	経 常	16,791,924	
総 務 費		4,315,721	14.2	3,071,839	6.00%							合 計	19,988,905
民 生 費		10,077,960	33.1	5,056,690	市民税法人均等割(円)		市 税						
衛 生 費		2,513,428	8.2	2,145,884	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超過課税分 収 入 済 額 (千円)	
労 働 費		52,024	0.2	41,466	2号	120,000							
農 林 水 産 業 費		423,145	1.4	297,368	3号	130,000	市 民 税 (個 人 分)	2,860,273	27.9	△ 0.9	2,804,059	0	
商 工 費		439,236	1.4	247,181	4号	150,000	市 民 税 (法 人 分)	1,064,067	10.4	△ 18.7	1,093,154	176,320	
土 木 費		2,696,103	8.9	1,739,220	5号	160,000	固定資産税	5,157,911	50.2	△ 0.2	5,139,687	0	
消 防 費		1,033,598	3.4	1,019,114	6号	400,000	軽自動車税	187,961	1.8	4.1	187,108	0	
教 育 費		5,806,510	19.1	3,484,542	7号	410,000	市たばこ税	444,364	4.3	1.4	445,039		
災 害 復 旧 費		49,206	0.2	2,634	8号	1,750,000	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-			
公 債 費		2,766,140	9.1	2,643,952	9号	3,000,000	目 的 税	554,633	5.4	1.2		0	
諸 支 出 金		0	0.0	0	市民税法人税割		入 湯 税	7,921	0.1	6.5		0	
前年度繰上充用金		0	0.0	0	12.1%		都市計画税	546,712	5.3	1.1			
合 計		30,412,086	100.0	19,988,905	固 定 資 産 税		合 計	10,269,209	100.0	△ 2.5	9,669,047	176,320	
					1.40%								

令和2年度
決算状況

令和2年度 決算状況			都道府県名	山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
					ふ り が な		さんようおのだし	2 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3
					市 町 村 名		山陽小野田市		
人 口				人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
					区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
国勢 調査	平 成 27 年	62,671	17,748	就業人口	平 成 27 年 国 勢 調 査		912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	平 成 22 年	64,550	18,881		平 成 22 年 国 勢 調 査		936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	増減率(%)	△ 2.9	△ 6.0						
住民 基本 台帳	R3.3.31	61,180		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
	R2.3.31	62,059							
面 積 (km ²)		133.09		基 準 財 政 収 入 額		8,795,366	財政健全化等 旧 産 炭		
人口密度(人/km ²)		471		基 準 財 政 需 要 額		14,815,337	不 交 付 過 疎		
区 分		令和2年度 (千円)	令和元年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		18,300,829	低 開 発 山 振		
				財 政 力 指 数 (合 算)	30年度	0.616	旧 新 産 旧 工 特		
1 歳 入 総 額	36,132,030	31,104,857	元年度		0.619	共同処理の対象事務			
2 歳 出 総 額	35,510,953	30,412,086	2 年度		0.594	後期高齢者医療 常 備 消 防			
3 歳入歳出差引額	621,077	692,771	3ヶ年平均		0.610	災 害 基 金 非 常 勤 公 務 災 害			
4 翌年度繰越財源		168,483	261,802	実 質 収 支 比 率		2.5	交通災害共済 自治会館管理		
5 実 質 収 支		452,594	430,969	公 債 費 負 担 比 率		14.4	公平委員会		
6 単 年 度 収 支		21,625	△ 705,858	積 立 金 現 在 高		8,500,427	健全化判断比率 (%)		
7 積 立 金		281,212	791,010	地 方 債 現 在 高		40,362,964	実質赤字比率	－	
8 繰 上 償 還 金		0	0	債 務 負 担 行 為 額		3,227,049	連結実質赤字比率	－	
9 積立金取崩額		350,000	400,000				実質公債費比率	7.9	
10 実質単年度収支		△ 47,163	△ 314,848				将来負担比率	58.6	
特 別 職				事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
区 分 (R2.4.1現在)	改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)							
市 長	H17.3.22	909,000	病 院	有	△ 41,467	403,359	304		
			上 水 道 (簡水含む)	有	162,323	23,698	58		
副 市 長	H17.3.22	740,000	工 業 用 水 道	有	72,884	264	7		
教 育 長	H17.3.22	655,000	下 水 道	有	0	1,115,874	18		
議 長	H17.3.22	460,000	農 業 集 落 水 排	有	0	57,937	0		
副 議 長	H17.3.22	402,000	駐 車 場	無	21,911	0	0		
議 員	H17.3.22	370,000	国 民 健 康 保 険	無	176,655	575,164	15		
			介 護 保 険 (保 険 勘 定)	無	211,514	901,548	33		
			後 期 高 齢 者 医 療	無	783	267,241	4		
			地 方 卸 売 場	無	0	6,950	0		
			小 型 自 動 車 競 走	無	△ 1,182,153	0	5		

市 町 村 名		山陽小野田市		類型	Ⅱ－２						
歳 入					性 質 別 歳 出						
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 κ (千円)	K の 構成比 (%)	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税	9,771,859	27.1	9,223,973	53.9	人 件 費	4,176,703	11.7	3,837,682	3,826,690	21.1	
地 方 譲 与 税	187,114	0.5	187,114	1.1		う ち 職 員 給	2,966,979	8.4	2,966,979	2,718,342	15.0
利子割交付金	13,152	0.0	13,152	0.1	扶 助 費	6,171,310	17.4	1,722,037	1,722,037	9.5	
配当割交付金	28,646	0.1	28,646	0.2	公 債 費	3,156,462	8.9	3,065,426	3,065,426	16.9	
株式等譲渡所得割 交 付 金	32,413	0.1	32,413	0.2	内 訳	元 利 償 還 金	3,156,231	8.9	3,065,195	3,065,195	16.9
地 方 消 費 税 金 交 付 金	1,279,562	3.5	1,279,562	7.5		一 時 借 入 金 利 子	231	0.0	231	231	0.0
ゴルフ場利用税金 交 付 金	61,907	0.2	61,907	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(13,504,475)	(38.0)	(8,625,145)	(8,614,153)	(47.6)
環 境 性 能 割 交 付 金	15,684	0.0	15,684	0.1	物 件 費	3,275,967	9.2	2,389,031	2,112,735	11.7	
法 人 事 業 税 金 交 付 金	94,896	0.3	94,896	0.5	維 持 補 修 費	200,134	0.6	139,269	139,216	0.8	
地方特例交付金	65,744	0.2	65,744	0.4	補 助 費 等	12,281,186	34.6	5,831,865	4,309,236	23.8	
地 方 交 付 税	6,697,496	18.5	6,081,236	35.6	積 立 金	532,952	1.5	365,474			
内 訳	普 通 交 付 税	6,081,236	16.8	6,081,236	35.6	投 資 及 び 出 資 金	394,449	1.1	394,449	0	0.0
	特 別 交 付 税	616,260	1.7			貸 付 金	165,328	0.5	0	0	0.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,477	0.0	5,477	0.0	繰 出 金	2,746,807	7.7	2,252,192	2,127,577	11.8	
分 担 金 担 及 び 金 担 負	158,366	0.4	0	0.0	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
使 用 料	286,131	0.8	7,846	0.0	小 計	33,101,298	93.2	19,997,425	17,302,917	95.6	
手 数 料	133,183	0.4	0	0.0	投 資 的 経 費	2,409,655	6.8	610,916	経常収支比率 (%) 95.6 減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率 (%) 101.2		
国 庫 支 出 金	10,974,248	30.4			う ち 人 件 費	65,988	0.2	65,988			
県 支 出 金	1,781,298	4.9			普 通 建 設 事 業 費	2,401,526	6.8	610,662			
財 産 収 入	24,125	0.1	0	0.0	内 訳	補 助 事 業	430,533	1.2			27,112
寄 附 金	170,189	0.5				単 独 事 業	1,845,299	5.2			565,373
繰 入 金	481,179	1.3				県 営 事 業 負 担 金 等	125,694	0.4			18,177
繰 越 金	692,771	1.9				災 害 復 旧 事 業 費	8,129	0.0			254
諸 収 入	575,016	1.6	31	0.0	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0	歳入一般財源 (千円) 経 常 17,097,681 合 計 21,229,418		
地 方 債	2,601,574	7.2			合 計	35,510,953	100.0	20,608,341			
合 計	36,132,030	100.0	17,097,681	100.0	徴 収 率 (%)						
目 的 別 歳 出				適用税率の状況		区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	歳出充当一般財源 (千円) 経 常 17,302,917 合 計 20,608,341	
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)	区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計			
				3,500	市 民 税	99.5	36.8	98.4			
議 会 費	229,782	0.6	229,782	市民税個人所得割税率	固定資産税	96.4	19.6	95.3			
総 務 費	9,625,972	27.1	2,512,733	6.0%	市 税 合 計	97.8	27.6	96.7			
民 生 費	10,374,528	29.2	4,978,174	市民税法人均等割(円)	市 税						
衛 生 費	2,124,626	6.0	1,853,836	1号 50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増 減 率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)	
労 働 費	52,719	0.1	46,940	2号 120,000							
農 林 水 産 業 費	449,356	1.3	294,439	3号 130,000							
商 工 費	1,402,860	4.0	1,207,007	4号 150,000		市 民 税 (個 人 分)	2,829,968	29.0	△ 1.1	2,819,368	0
土 木 費	2,382,549	6.7	1,722,890	5号 160,000		市 民 税 (法 人 分)	792,400	8.1	△ 25.5	779,103	144,723
消 防 費	978,294	2.8	970,606	6号 400,000		固定資産税	4,974,439	50.9	△ 3.6	5,089,333	0
教 育 費	4,725,676	13.3	3,726,254	7号 410,000		軽自動車税	196,273	2.0	4.4	193,966	0
災 害 復 旧 費	8,129	0.0	254	8号 1,750,000		市たばこ税	426,009	4.4	△ 4.1	455,687	
公 債 費	3,156,462	8.9	3,065,426	9号 3,000,000		特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-		
諸 支 出 金	0	0.0	0	市民税法人税割		目 的 税	552,770	5.6	△ 0.3		0
前年度繰上充用金	0	0.0	0	12.1%	入 湯 税	4,884	0.0	△ 38.3		0	
合 計	35,510,953	100.0	20,608,341	固定資産税	都 市 計 画 税	547,886	5.6	0.2			
				1.4%	合 計	9,771,859	100.0	△ 4.8	9,337,457	144,723	

令和3年度
決算状況

令和3年度 決算状況			都道府県名	山 口 県	コード番号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
					ふ り が な		さんようおのだし	3 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3
					市 町 村 名		山陽小野田市		
人 口				人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
					区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
国勢 調査	令 和 2 年	60,326	16,100	就業人口	令 和 2 年 国 勢 調 査		812 3.0%	8,866 32.3%	17,724 64.7%
	平 成 27 年	62,671	17,748		平 成 27 年 国 勢 調 査		912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	増減率(%)	△ 3.7	△ 9.3						
住民 基本 台帳	R4.3.31	60,464		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
	R3.3.31	61,180							
面 積 (km ²)		133.09		基 準 財 政 収 入 額		8,447,365	財政健全化等 旧 産 炭		
人口密度(人/km ²)		453		基 準 財 政 需 要 額		15,393,947	不 交 付 過 疎		
区 分		令和3年度 (千円)		令和2年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		18,957,499	低 開 発 山 振	
1 歳 入 総 額		33,409,252	36,132,030	財 政 力 指 数 (合 算)	元年度	0.619	旧 新 産 旧 工 特		
2 歳 出 総 額		32,102,809	35,510,953		2 年度	0.594	共同処理の対象事務		
3 歳入歳出差引額		1,306,443	621,077		3 年度	0.549	後期高齢者医療 常 備 消 防		
4 翌年度繰越財源		117,178	168,483		3ヶ年平均	0.587	災 害 基 金 非常勤公務災害		
5 実 質 収 支		1,189,265	452,594	実 質 収 支 比 率		6.3	交通災害共済 自治会館管理		
6 単 年 度 収 支		736,671	21,625	公 債 費 負 担 比 率		15.3	公平委員会		
7 積 立 金		200,829	281,212	積 立 金 現 在 高		9,376,532	健全化判断比率 (%)		
8 繰 上 償 還 金		0	0	地 方 債 現 在 高		40,152,234	実質赤字比率	－	
9 積立金取崩額		0	350,000	債 務 負 担 行 為 額		6,246,743	連結実質赤字比率	－	
10 実質単年度収支		937,500	△ 47,163				実質公債費比率	7.8	
							将来負担比率	54.1	
特 別 職				事 業 名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
区 分	改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)							
(R3.4.1現在)			病 院	有	297,124	413,082	323		
			上 水 道 (簡水含む)	有	169,462	28,037	58		
市 長	H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道	有	79,393	516	6		
副 市 長	H17.3.22	740,000	下 水 道	有	0	1,166,917	18		
教 育 長	H17.3.22	655,000	農 業 集 落 水 排	有	0	24,235	0		
議 長	H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	24,672	0	0		
副 議 長	H17.3.22	402,000	国 民 健 康 陰 保	無	170,808	562,603	15		
議 員	H17.3.22	370,000	介 護 保 陰 (保険勘定)	無	291,097	889,804	33		
				後期高齢者療 医	無	805	272,507	3	
				小型自動車競 走	無	△ 1,054,023	0	6	

市 町 村 名			山陽小野田市		類型	Ⅱ－２							
歳 入						性 質 別 歳 出							
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)	
地 方 税		9,993,224	29.9	9,454,862	51.0	人 件 費		4,320,807	13.5	3,966,518	3,947,906	19.9	
地 方 譲 与 税		180,735	0.5	180,735	1.0	うち 職 員 給		3,003,308	9.4	2,702,394	2,744,112	13.9	
利子割交付金		10,763	0.0	10,763	0.1	扶 助 費		7,502,302	23.4	1,573,666	1,565,435	7.9	
配当割交付金		42,800	0.1	42,800	0.2	公 債 費		3,408,030	10.6	3,347,543	3,347,543	16.9	
株式等譲渡所得割交付金		49,725	0.1	49,725	0.3	内 訳	元 利 償 還 金	3,408,022	10.6	3,347,535	3,347,535	16.9	
地方消費税金交付金		1,390,049	4.2	1,390,049	7.5		一時借入金利息	8	0.0	8	8	0.0	
ゴルフ場利用税金交付金		69,523	0.2	69,523	0.4	(義務的経費 計)		(15,231,139)	(47.5)	(8,887,727)	(8,860,884)	(44.8)	
環境性能割交付金		14,569	0.0	14,569	0.1	物 件 費		3,898,654	12.1	2,449,398	2,262,505	11.4	
法人事業税金交付金		164,394	0.5	164,394	0.8	維 持 補 修 費		195,170	0.6	148,344	148,025	0.7	
地方特例交付金		202,012	0.6	195,016	1.1	補 助 費 等		5,601,393	17.4	4,894,811	4,317,820	21.8	
地 方 交 付 税		7,591,447	22.7	6,946,582	37.5	積 立 金		1,209,609	3.8	1,090,750			
内 訳	普通交付税	6,946,582	20.8	6,946,582	37.5	投 資 及 び 出 資 金		376,729	1.2	376,729	0	0.0	
	特別交付税	644,865	1.9			貸 付 金		165,281	0.5	0	0	0.0	
交通安全対策特別交付金		5,537	0.0	5,537	0.0	繰 出 金		2,724,489	8.5	2,237,121	2,120,551	10.7	
分担金及び負担金		162,689	0.5	0	0.0	前年度繰上充用金		0	0.0	0			
使 用 料		292,155	0.9	8,629	0.0	小 計		29,402,464	91.6	20,084,880	17,709,785	89.5	
手 数 料		137,363	0.4	0	0.0	投 資 的 経 費		2,700,345	8.4	533,783	経常収支比率 (%) 89.5 減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率 (%) 95.6		
国庫支出金		6,130,814	18.4			うち 人 件 費		54,758	0.2	54,758			
県 支 出 金		1,902,667	5.7			普通建設事業費		2,691,174	8.5	533,439			
財 産 収 入		59,384	0.2	0	0.0	内 訳	補助事業	501,727	1.6	56,456			
							単独事業	2,071,517	6.5	457,473			
寄 附 金	122,734	0.4				県 営 事 業 負 担 金 等	117,930	0.4	19,510				
繰 入 金	333,513	1.0				災害復旧事業費	9,171	0.0	344	歳入一般財源 (千円) 経 常 18,533,207 合 計 21,925,106			
繰 越 金	621,077	1.9				失業対策事業費	0	0.0	0				
諸 収 入	859,835	2.6	23	0.0	合 計		32,102,809	100.0	20,618,663				
合 計		33,409,252	100.0	18,533,207	100.0			徴 収 率 (%)					
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	歳出充当一般財源 (千円) 経 常 17,709,785 合 計 20,618,663		
区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		市 民 税	99.6	40.0	98.7				
議 会 費	223,285	0.7	223,285	市民税個人所得割税率		固定資産税	99.8	77.8	98.8				
総 務 費	4,372,389	13.6	3,315,642	6.0%		市 税 合 計	99.7	68.7	98.7				
民 生 費	12,300,428	38.4	4,987,705	市民税法人均等割(円)		市 税							
衛 生 費	2,640,492	8.2	1,926,560	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増 減 率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)		
労 働 費	35,218	0.1	29,509	2号	120,000								
農 林 水 産 業 費	419,561	1.3	241,611	3号	130,000	市 民 税 (個 人 分)	2,801,045	28.0	△ 1.0	2,663,321	0		
商 工 費	776,302	2.4	202,894	4号	150,000	市 民 税 (法 人 分)	778,241	7.8	△ 1.8	465,300	168,348		
土 木 費	2,253,553	7.0	1,676,606	5号	160,000	固定資産税	5,214,689	52.2	4.8	5,103,416	0		
消 防 費	1,092,101	3.4	1,080,837	6号	400,000	軽自動車税	200,141	2.0	2.0	194,572	0		
教 育 費	4,572,279	14.3	3,586,127	7号	410,000	市たばこ税	455,396	4.6	6.9	456,968			
災 害 復 旧 費	9,171	0.0	344	8号	1,750,000	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-				
公 債 費	3,408,030	10.6	3,347,543	9号	3,000,000	目 的 税	543,712	5.4	△ 1.6		0		
諸 支 出 金	0	0.0	0	市民税法人税割		入 湯 税	5,350	0.1	9.5		0		
前年度繰上充用金	0	0.0	0	8.4%		都市計画税	538,362	5.4	△ 1.7				
合 計		32,102,809	100.0	20,618,663	固 定 資 産 税		合 計	9,993,224	100.0	2.3	8,883,577	168,348	
					1.4%								

令和4年度
決算状況

都道府県名		山 口 県		コ ー ド 番 号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2					
				ふ り が な		さんようおのだし	4 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－3					
				市 町 村 名		山陽小野田市							
口		人 口 集 中 地 区 人 口		産 業 構 造									
				区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次					
				就 業 人 口	令 和 2 年 国 勢 調 査	812 3.0%	8,866 32.3%	17,724 64.7%					
					平 成 27 年 国 勢 調 査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%					
59,797				区 分		(千円、%)	指定団体等の状況						
60,464				基 準 財 政 収 入 額		8,758,688	財 政 健 全 化 等 旧 産 炭						
133.09				基 準 財 政 需 要 額		16,028,096	不 交 付 過 疎						
453				標 準 財 政 規 模		18,818,341	低 開 発 山 振						
令和4年度		令和3年度		標 準 財 政 規 模		18,818,341	旧 新 産 旧 工 特						
(千円)		(千円)		財 政 力 指 数 (合 算)		2 年 度	0.594	共同処理の対象事務					
32,678,427		33,409,252				3 年 度	0.549	後 期 高 齢 者 医 療 常 備 消 防					
31,789,972		32,102,809				4 年 度	0.546	災 害 基 金 非 常 勤 公 務 災 害					
888,455		1,306,443				3ヶ年平均	0.563	交 通 災 害 共 済 自 治 会 館 管 理					
241,882		117,178		実 質 収 支 比 率		3.4	公平委員会						
646,573		1,189,265		公 債 費 負 担 比 率		16.3	健全化判断比率 (%)						
△ 542,692		736,671		積 立 金 現 在 高		10,093,337	実質赤字比率		－				
201,293		200,829		地 方 債 現 在 高		38,089,102	連結実質赤字比率		－				
0		0		債 務 負 担 行 為 額		7,302,502	実質公債費比率		8.9				
0		0					将来負担比率		43.7				
△ 341,399		937,500											
別 職				事 業 名		法 適		収 支 額 (千円)		普 通 会 計 か ら の 繰 入 額 (千円)		職 員 数 (人)	
改定実施 年 月 日		平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)											
H17.3.22		909,000		病 院		有		254,372		435,670		333	
H17.3.22		740,000		上 水 道 (簡水含む)		有		127,139		30,250		56	
H17.3.22		655,000		工 業 用 水 道		有		43,940		516		6	
H17.3.22		740,000		下 水 道		有		0		1,217,324		19	
H17.3.22		655,000		農 業 集 落 水		有		0		14,811		0	
H17.3.22		460,000		駐 車 場		無		32,235		0		0	
H17.3.22		402,000		国 民 健 康 陰 保		無		96,838		558,978		14	
H17.3.22		370,000		介 護 保 險 (保険勘定)		無		275,318		901,623		33	
				後 期 高 齢 者 療 医		無		1,291		282,851		3	
				小 型 自 動 車 競 走		無		△ 922,082		0		6	

市 町 村 名			山陽小野田市		類型	Ⅱ－2						
歳 入						性 質 別 歳 出						
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K (千円)	K の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)
地 方 税		10,321,864	31.6	9,768,140	51.2	人 件 費		4,321,337	13.6	3,983,894	3,978,884	20.5
地 方 譲 与 税		194,074	0.6	194,074	1.0	うち 職 員 給		2,973,483	9.4	2,695,079	2,737,843	14.1
利 子 割 交 付 金		5,373	0.0	5,373	0.0	扶 助 費		6,646,743	20.9	1,754,698	1,751,784	9.0
配 当 割 交 付 金		38,632	0.1	38,632	0.2	公 債 費		3,738,054	11.8	3,693,066	3,683,166	18.9
株式等譲渡所得割 交 付 金		28,463	0.1	28,463	0.2	内 訳	元 利 償 還 金	3,738,053	11.8	3,693,065	3,683,165	18.9
地 方 消 費 税 金		1,435,539	4.4	1,435,539	7.5		一時借入金利子	1	0.0	1	1	0.0
ゴルフ場利用税金 交 付 金		70,717	0.2	70,717	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(14,706,134)	(46.3)	(9,431,658)	(9,413,834)	(48.4)
環 境 性 能 割 交 付 金		17,817	0.1	17,817	0.1	物 件 費		4,261,547	13.4	2,707,178	2,597,930	13.4
法 人 事 業 税 金		162,022	0.5	162,022	0.9	維 持 補 修 費		190,892	0.6	120,730	120,522	0.6
地方特例交付金		66,003	0.2	66,003	0.3	補 助 費 等		6,113,609	19.2	5,298,005	4,382,859	22.5
地 方 交 付 税		7,979,376	24.4	7,282,940	38.2	積 立 金		1,032,532	3.3	896,690		
内 訳	普通交付税	7,282,940	22.3	7,282,940	38.2	投 資 及 び 出 資 金		443,140	1.4	443,140	0	0.0
	特別交付税	696,436	2.1			貸 付 金		165,217	0.5	0	0	0.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,863	0.0	4,863	0.0	繰 出 金		2,742,094	8.6	2,253,502	2,135,479	11.0
分 担 金 及 び 負 担		155,665	0.5	0	0.0	前年度繰上充用金		0	0.0	0		
使 用 料		282,084	0.9	8,593	0.0	小 計		29,655,165	93.3	21,150,903	18,650,624	95.9
手 数 料		137,434	0.4	0	0.0	投 資 的 経 費		2,134,807	6.7	640,699	経常収支比率 (%) 95.9 減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率 (%) 97.7	
国 庫 支 出 金		5,668,865	17.3			うち 人 件 費		39,776	0.1	39,776		
県 支 出 金		1,876,066	5.7			普通建設事業費		2,007,435	6.3	565,146		
財 産 収 入		39,914	0.1	0	0.0	内 訳	補 助 事 業	767,809	2.4	150,360		
寄 附 金		140,084	0.4				単 独 事 業	1,092,055	3.4	396,796		
繰 入 金		315,729	1.0				県 営 事 業 負 担 金 等	147,571	0.5	17,990		
繰 越 金		1,306,443	4.0				災害復旧事業費	127,372	0.4	75,553		
諸 収 入		865,240	2.7	33	0.0	失業対策事業費		0	0.0	0	歳入一般財源 (千円) 19,083,209 合 計 22,680,057	
地 方 債		1,566,160	4.8			合 計		31,789,972	100.0	21,791,602		
合 計		32,678,427	100.0	19,083,209	100.0			徴 収 率 (%)			経 常	19,083,209
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	歳出充当一般財源	
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円) 3,500		市 民 税	99.6	28.0	98.8	(千円)	
議 会 費		223,445	0.7	223,445	市民税個人所得割税率		固定資産税	99.7	20.4	98.9	経 常	18,650,624
総 務 費		4,060,607	12.8	3,180,122	6.0%		市 税 合 計	99.7	24.1	98.9	合 計	21,791,602
民 生 費		11,210,848	35.3	5,229,814	市民税法人均等割(円)		市 税					
衛 生 費		2,666,503	8.4	2,069,464	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増 減 率 (%)	基 準 税 額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)
労 働 費		38,483	0.1	30,583	2号	120,000						
農 林 水 産 業 費		457,054	1.4	232,019	3号	130,000	市 民 税 (個 人 分)	2,834,895	27.5	1.2	2,758,765	0
商 工 費		999,621	3.2	429,971	4号	150,000	市 民 税 (法 人 分)	846,039	8.2	8.7	527,475	185,640
土 木 費		2,364,486	7.4	1,823,802	5号	160,000	固定資産税	5,387,408	52.2	3.3	5,290,954	0
消 防 費		1,248,037	3.9	1,193,506	6号	400,000	軽自動車税	208,845	2.0	4.3	206,175	0
教 育 費		4,655,462	14.6	3,610,257	7号	410,000	市たばこ税	485,301	4.7	6.6	463,443	
災 害 復 旧 費		127,372	0.4	75,553	8号	1,750,000	特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-		
公 債 費		3,738,054	11.8	3,693,066	9号	3,000,000	目 的 税	559,376	5.4	2.9		0
諸 支 出 金		0	0.0	0	市民税法人税割		入 湯 税	5,652	0.1	5.6		0
前年度繰上充用金		0	0.0	0	8.4%		都 市 計 画 税	553,724	5.4	2.9		
合 計		31,789,972	100.0	21,791,602	固 定 資 産 税		合 計	10,321,864	100.0	3.3	9,246,812	185,640
					1.4%							

令和5年度
決算状況

都道府県名		山 口 県	コ ー ド 番 号		352161	市 町 村 類 型	Ⅱ－2
			ふ り が な		さんようおのだし	5 年 度 交 付 税 種 地 区 分	Ⅰ－2
			市 町 村 名		山陽小野田市		
口		人 口 集 中 地 区 人 口	産 業 構 造				
			区 分		第 一 次	第 二 次	第 三 次
			就 業 人 口	令 和 2 年 国 勢 調 査	812 3.0%	8,866 32.3%	17,724 64.7%
				平 成 27 年 国 勢 調 査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
59,125		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況		
59,797							
133.09		基 準 財 政 収 入 額	9,051,644	財 政 健 全 化 等	旧 産 炭		
453		基 準 財 政 需 要 額	16,826,928	不 交 付 過 疎			
令和5年度 (千円)	令和4年度 (千円)	標 準 財 政 規 模		19,462,428	低 開 発 山 振		
33,219,714	32,678,427	財 政 力 指 数 (合 算)	3 年 度	0.549	旧 新 産 旧 工 特		
			4 年 度	0.546	共同処理の対象事務		
			5 年 度	0.538	後 期 高 齢 者 医 療	常 備 消 防	
			3ヶ年平均	0.544	災 害 基 金	非 常 勤 公 務 災 害	
607,323	888,455				交 通 災 害 共 済	自 治 会 館 管 理	
163,077	241,882	実 質 収 支 比 率		2.3	公 平 委 員 会		
444,246	646,573	公 債 費 負 担 比 率		16.4	健全化判断比率 (％)		
△ 202,327	△ 542,692	積 立 金 現 在 高		10,130,238	実 質 赤 字 比 率	－	
444,875	201,293	地 方 債 現 在 高		35,902,525	連 結 実 質 赤 字 比 率	－	
0	0	債 務 負 担 行 為 額		8,473,843	実 質 公 債 費 比 率	9.5	
450,000	0				将 来 負 担 比 率	37.6	
△ 207,452	△ 341,399						
別 職		事 業 名	法 適	収 支 額	普 通 会 計 か ら の 繰 入 額	職 員 数	
				(千円)	(千円)	(人)	
改定実施 年 月 日	平 均 給 料 報 酬 月 額 (円)	病 院	有	△ 178,020	519,283	350	
		上 水 道 (簡水含む)	有	83,077	33,971	57	
H17.3.22	909,000	工 業 用 水 道	有	60,169	366	6	
H17.3.22	740,000	下 水 道	有	0	1,210,663	19	
H17.3.22	655,000	農 業 集 落 水 排	有	0	15,254	0	
H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	44,281	0	0	
H17.3.22	402,000	国 民 健 康 保 険	無	94,754	556,150	15	
H17.3.22	370,000	介 護 保 険 (保 険 勘 定)	無	178,353	930,769	34	
		後 期 高 齢 者 医 療	無	1,151	293,245	2	
		小 型 自 動 車 競 走	無	△ 788,521	0	6	

市 町 村 名		山陽小野田市		類型	Ⅱ－２							
歳 入					性 質 別 歳 出							
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 κ (千円)	K の 構成比 (%)	区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 率 (%)
地 方 税		10,318,109	31.1	9,754,522	49.7	人 件 費		4,185,360	12.8	3,851,044	3,815,374	19.3
地 方 譲 与 税		187,889	0.6	187,889	1.0	うち 職 員 給		2,900,053	8.9	2,631,572	2,607,821	13.2
利 子 割 交 付 金		4,810	0.0	4,810	0.0	扶 助 費		6,432,119	19.7	1,844,723	1,826,988	9.3
配 当 割 交 付 金		44,415	0.1	44,415	0.2	公 債 費		3,952,167	12.1	3,896,947	3,770,847	19.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 金		49,495	0.1	49,495	0.4	内 訳	元 利 償 還 金	3,952,166	12.1	3,896,946	3,770,846	19.1
地 方 消 費 税 金		1,440,468	4.3	1,440,468	7.4		一時借入金利息	1	0.0	1	1	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 金		72,486	0.2	72,486	0.4	(義 務 的 経 費 計)		(14,569,646)	(44.6)	(9,592,714)	(9,413,209)	(47.7)
自 動 車 取 得 税 金		1,696	0.0	1,696	0.0	物 件 費		4,067,056	12.5	2,921,381	2,558,061	13.0
環 境 性 能 割 金		21,332	0.1	21,332	0.1	維 持 補 修 費		178,619	0.5	127,366	127,234	0.6
法 人 事 業 税 金		134,659	0.4	134,659	0.7	補 助 費 等		6,679,135	20.5	6,244,794	4,599,979	23.3
地 方 特 例 交 付 金		69,631	0.2	69,631	0.4	積 立 金		1,008,307	3.1	893,179		
地 方 交 付 税		8,487,865	25.6	7,775,284	39.7	投 資 及 び 出 資 金		472,379	1.5	472,379	0	0.0
内 訳	普 通 交 付 税	7,775,284	23.4	7,775,284	39.7	貸 付 金		165,151	0.5	0	0	0.0
	特 別 交 付 税	712,581	2.1			繰 出 金		2,792,895	8.6	2,303,262	2,182,060	11.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,951	0.0	3,951	0.0	前 年 度 繰 上 充 用 金		0	0.0	0		
分 担 金 担 及 び 金		163,038	0.5	0	0.0	小 計		29,933,188	91.8	22,555,075	18,880,543	95.6
使 用 料		264,306	0.8	8,746	0.0	投 資 的 経 費		2,679,203	8.2	655,177		
手 数 料		131,554	0.4	0	0.0	うち 人 件 費		51,413	0.2	51,413	経常収支比率	
国 庫 支 出 金		5,305,250	16.0			普通建設事業費		2,427,741	7.5	616,042		(%)
県 支 出 金		1,972,288	5.9			内 訳	補 助 事 業	714,945	2.2	102,416		95.6
財 産 収 入		16,506	0.1	0	0.0		単 独 事 業	1,518,067	4.7	481,138	減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率	
寄 附 金		134,814	0.4				県 営 事 業 負 担 金 等	194,729	0.6	32,488		
繰 入 金		971,407	2.9				災 害 復 旧 事 業 費	251,462	0.8	39,135		(%)
繰 越 金		888,455	2.7				失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0		96.5
諸 収 入		869,543	2.6	29	0.0	合 計		32,612,391	100.0	23,210,252	歳入一般財源	
地 方 債		1,665,747	5.0									(千円)
合 計		33,219,714	100.0	19,569,413	100.0			徴 収 率 (%)			経 常	19,569,413
目 的 別 歳 出					適用税率の状況		区 分		現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	合 計 23,817,575
区 分		決 算 額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)		市 民 税	99.6	26.9	98.8	歳出充当一般財源	
議 会 費		225,149	0.7	225,149	市民税個人所得割税率		固 定 資 産 税	99.8	23.4	99.0	経 常	18,880,543
総 務 費		4,178,200	12.8	3,125,354	6.0%		市 税 合 計	99.7	25.5	99.0	合 計	23,210,252
民 生 費		11,423,712	35.0	6,076,970	市民税法人均等割(円)		市 税					
衛 生 費		2,625,715	8.0	2,193,738	1号	50,000	区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)	基 準 税 額 ×100/75 (千円)	超 過 課 税 分 収 入 済 額 (千円)
労 働 費		35,862	0.1	26,979	2号	120,000						
農 林 水 産 業 費		539,448	1.7	251,547	3号	130,000						
商 工 費		892,567	2.8	610,491	4号	150,000						
土 木 費		2,561,918	7.8	1,913,812	5号	160,000						
消 防 費		1,335,629	4.1	1,085,041	6号	400,000	市 民 税 (個 人 分)	2,859,670	27.7	0.9	2,788,272	0
教 育 費		4,590,562	14.1	3,765,089	7号	410,000	市 民 税 (法 人 分)	777,639	7.5	△ 8.1	642,144	168,995
災 害 復 旧 費		251,462	0.8	39,135	8号	1,750,000	固 定 資 産 税	5,408,410	52.4	0.4	5,327,859	0
公 債 費		3,952,167	12.1	3,896,947	9号	3,000,000	軽自動車税	212,131	2.1	1.6	210,057	0
諸 支 出 金		0	0.0	0	市民税法人税割		市 た ば こ 税	490,888	4.8	1.2	476,809	
前年度繰上充用金		0	0.0	0	8.4%		特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	－		
合 計		32,612,391	100.0	23,210,252	固 定 資 産 税		目 的 税	569,371	5.5	1.8		0
					1.4%		入 湯 税	5,784	0.1	2.3		0
							都 市 計 画 税	563,587	5.5	1.8		
							合 計	10,318,109	100.0	0.0	9,445,141	168,995

時間外勤務手当 一般会計ベース

(単位千円)

年度	R3年度	R4年度	R5年度
時間外勤務手当	120,443	96,456	95,624

過去5年間の職員数推移

正規職員数

年度	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
市長部局	407	411	410	411	419
教育委員会	70	65	64	61	60
病院局	191	196	210	216	227
水道局	57	56	54	55	55
計	725	728	738	743	761

臨時職員数(会計年度任用職員)

年度	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
市長部局	149	158	175	178	174
教育委員会	88	90	76	78	82
病院局	92	103	100	112	112
水道局	6	5	6	6	5
計	335	356	357	374	373

嘱託職員数

年度	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
市長部局	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
病院局	0	0	0	0	0
水道局	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

再任用職員数

年度	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
市長部局	19	17	19	17	15
教育委員会	6	7	2	3	4
病院局	8	9	12	14	9
水道局	2	2	1	2	2
計	35	35	34	36	30

任期付職員数

年度	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
市長部局	48	48	48	49	48
教育委員会	15	15	9	10	10
病院局	1	2	1	3	1
水道局	0	0	0	0	0
計	64	65	58	62	59

総数

年度	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
市長部局	623	634	652	655	656
教育委員会	179	177	151	152	156
病院局	292	310	323	345	349
水道局	65	63	61	63	62
計	1,159	1,184	1,187	1,215	1,223

※市長、副市長、教育長、病院事業管理者、水道事業管理者を除く

4. 5年間の基金残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
8,448,642	8,500,427	9,376,532	10,093,337	10,130,238

5. 5年間の地方債残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
40,767,324	40,362,964	40,152,234	38,089,102	35,902,525

6. 5年間の債務負担行為目的別残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
土地の購入に係るもの					
建造物の購入に係るもの					
その他の物件の購入に係るもの					
製造工事の請負に係るもの	2,351,324	851,032	584,314	558,107	448,365
債務保証・損失補償に係るもの					
その他	2,590,377	2,376,017	5,662,429	6,744,395	8,025,478
その他実質的な債務負担に係るもの					
合計	4,941,701	3,227,049	6,246,743	7,302,502	8,473,843

7. 5年間の会計ごと繰出金状況(決算統計より)

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病院	775,430	403,359	413,082	435,670	519,283
上水道 (簡水含む)	26,869	23,698	28,037	30,250	33,971
工業用水道	120	264	516	516	366
国民健康保険	569,069	575,164	562,603	558,978	556,150
駐車場	0	0	0	0	0
介護保険 (保険勘定)	975,456	984,823	973,241	985,430	1,014,576
後期高齢者 医療	1,153,990	1,179,870	1,188,645	1,197,686	1,222,169
地方卸売市場	6,505	6,950			
下水道	1,116,830	1,115,874	1,166,917	1,217,324	1,210,663
農業集落排水	54,869	57,937	24,235	14,811	15,254
小型自動車 競	0	0	0	0	0

※繰出金のほか出資金等を含む。

※地方卸売市場事業特別会計は令和2年度末で廃止

8. 5年間の公債費の推移（決算統計より）

（単位：千円）

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子
2,593,306	172,249	3,005,935	150,296	3,282,973	125,049	3,629,292	108,761	3,852,324	99,842

今後の地方債残高の見通し（予算概要より）

（単位：千円）

令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末
34,885,148	33,385,269	31,537,593	29,587,947	27,626,925

9. 5年間の公有地の売却件数及び売却額

年度 摘要		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
市有地売払い	件 数	5 件	1 件	4 件	1 件	2 件	13 件
	金 額	8,426,458 円	7,314,000 円	41,556,000 円	191,776 円	493,540 円	57,981,774 円
一般競争入札	件 数	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
	金 額	0 円	0 円	0 円	24,482,000 円	0 円	24,482,000 円
法定外公共物 売払い	件 数	2 件	8 件	3 件	1 件	7 件	21 件
	金 額	5,871,088 円	2,694,686 円	2,332,788 円	238,380 円	1,244,966 円	12,381,908 円
山林売払い	件 数	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	1 件
	金 額	0 円	0 円	367,800 円	0 円	0 円	367,800 円
合 計	件 数	7 件	9 件	8 件	3 件	9 件	36 件
	金 額	14,297,546 円	10,008,686 円	44,256,588 円	24,912,156 円	1,738,506 円	95,213,482 円

10. 5年間の委託料の推移とそのうち清掃、警備、設備保守委託料の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委 託 料	3,439,898	3,385,166	3,788,798	4,152,838	4,314,047
うち、清掃委託料	26,303	30,455	32,642	33,400	34,421
うち、警備委託料	66,213	62,262	69,604	64,714	64,192
うち、設備保守委託料	49,641	52,840	61,024	59,262	62,776

⑪ 5年間の法人市民税「資本金等の額・従業員数」ランク別法人数の推移

	税率(円)	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
資本金等の額が50億円を超え従業員数が50人を超える法人	3,000,000	21	21	20	17	18
資本金等の額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人	1,750,000	2	2	2	2	3
資本金等の額が10億円を超え従業員数が50人以下の法人	410,000	82	82	83	86	82
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超える法人	400,000	13	12	12	13	11
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下の法人	160,000	68	66	62	57	55
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を越える法人	150,000	20	21	23	21	22
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下の法人	130,000	222	223	226	220	225
資本金等の額が1千万円以下で従業員数が50人を超える法人	120,000	14	14	14	14	16
その他の法人等	50,000	905	892	870	850	831
合 計		1,347	1,333	1,312	1,280	1,263

⑫ 5年間の市税、項目別滞納状況

令和元年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,906,443	83,039	3,989,482	3,889,248	35,093	3,924,341	99.6	42.3	98.4
個人	2,844,562	81,566	2,926,128	2,825,719	34,554	2,860,273	99.3	42.4	97.8
法人	1,061,881	1,473	1,063,354	1,063,529	539	1,064,068	100.2	36.6	100.1
2 固 定 資 産 税	5,148,362	88,413	5,236,775	5,129,840	28,070	5,157,910	99.6	31.8	98.5
3 軽 自 動 車 税	188,022	9,729	197,751	184,991	2,969	187,960	98.4	30.5	95.1
4 市 た ば こ 税	444,364	0	444,364	444,364	0	444,364	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	7,921	0	7,921	7,921	0	7,921	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	545,036	14,737	559,773	541,890	4,823	546,713	99.4	32.7	97.7
合 計	10,240,148	195,918	10,436,066	10,198,254	70,955	10,269,209	99.6	36.2	98.4

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和2年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,619,098	62,176	3,681,274	3,599,460	22,908	3,622,368	99.5	36.8	98.4
個人	2,824,568	60,890	2,885,458	2,807,466	22,502	2,829,968	99.4	37.0	98.1
法人	794,530	1,286	795,816	791,994	406	792,400	99.7	31.6	99.6
2 固 定 資 産 税	5,147,946	72,762	5,220,708	4,960,153	14,287	4,974,440	96.4	19.6	95.3
3 軽 自 動 車 税	195,396	0	195,396	193,267	0	193,267	98.9	0.0	98.9
4 市 た ば こ 税	426,009	0	426,009	426,009	0	426,009	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	4,884	0	4,884	4,884	0	4,884	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	551,221	11,755	562,976	545,109	2,776	547,885	98.9	23.6	97.3
8 旧 法 に よ る 税	0	9,065	9,065	0	3,006	3,006	0.0	33.2	33.2
合 計	9,944,554	155,758	10,100,312	9,728,882	42,977	9,771,859	97.8	27.6	96.8

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和3年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,573,283	54,237	3,627,520	3,557,586	21,700	3,579,286	99.6	40.0	98.7
個人	2,799,476	50,530	2,850,006	2,782,289	18,756	2,801,045	99.4	37.1	98.3
法人	773,807	3,707	777,514	775,297	2,944	778,241	100.2	79.4	100.1
2 固 定 資 産 税	5,039,727	239,132	5,278,859	5,028,591	186,098	5,214,689	99.8	77.8	98.8
3 軽 自 動 車 税	200,088	2,142	202,230	197,939	943	198,882	98.9	44.0	98.3
4 市 た ば こ 税	455,396	0	455,396	455,396	0	455,396	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	5,350	0	5,350	5,350	0	5,350	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	534,249	13,971	548,220	532,199	6,163	538,362	99.6	44.1	98.2
8 旧 法 に よ る 税	0	5,312	5,312	0	1,259	1,259	0.0	23.7	23.7
合 計	9,808,093	314,794	10,122,887	9,777,061	216,163	9,993,224	99.7	68.7	98.7

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和4年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,682,935	41,776	3,724,711	3,669,244	11,690	3,680,934	99.6	28.0	98.8
個人	2,836,315	40,755	2,877,070	2,823,624	11,271	2,834,895	99.6	27.7	98.5
法人	846,620	1,021	847,641	845,620	419	846,039	99.9	41.0	99.8
2 固 定 資 産 税	5,390,218	56,889	5,447,107	5,375,814	11,594	5,387,408	99.7	20.4	98.9
3 軽 自 動 車 税	208,866	3,258	212,124	206,984	1,234	208,218	99.1	37.9	98.2
4 市 た ば こ 税	485,301	0	485,301	485,301	0	485,301	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	5,652	0	5,652	5,652	0	5,652	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	554,178	8,618	562,796	551,479	2,245	553,724	99.5	26.1	98.4
8 旧 法 に よ る 税	6	3,001	3,007	0	627	627	0.0	20.9	20.9
合 計	10,327,156	113,542	10,440,698	10,294,474	27,390	10,321,864	99.7	24.1	98.9

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和5年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,640,519	40,418	3,680,937	3,626,450	10,858	3,637,308	99.6	26.9	98.8
個人	2,864,635	36,901	2,901,536	2,849,283	10,386	2,859,669	99.5	28.2	98.6
法人	775,884	3,517	779,401	777,167	472	777,639	100.2	13.4	99.8
2 固 定 資 産 税	5,406,703	54,135	5,460,838	5,395,720	12,691	5,408,411	99.8	23.4	99.0
3 軽 自 動 車 税	212,625	3,534	216,159	210,855	1,066	211,921	99.2	30.2	98.0
4 市 た ば こ 税	490,888	0	490,888	490,888	0	490,888	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	5,784	0	5,784	5,784	0	5,784	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	563,030	8,075	571,105	561,063	2,524	563,587	99.7	31.3	98.7
8 旧 法 に よ る 税	0	1,246	1,246	0	210	210	0.0	16.9	16.9
合 計	10,319,549	107,408	10,426,957	10,290,760	27,349	10,318,109	99.7	25.5	99.0

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

1 3. 過去5年間の教育費のうち建設費を除いた推移

(単位 ; 千円)

元年度	1, 578, 649
2 年度	2, 083, 404
3 年度	1, 927, 074
4 年度	1, 905, 464
5 年度	1, 823, 954

1 4. 5年間の図書館及び学校図書館の図書購入費状況

(単位：円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央図書館	9,031,768	9,355,769	9,246,523	9,548,742	9,820,195
厚狭図書館	2,604,981	2,604,861	2,613,650	2,604,734	2,704,000
小 計	11,636,749	11,960,630	11,860,173	12,153,476	12,524,195
小学校	2,795,707	2,794,180	2,620,651	2,921,097	3,359,811
中学校	2,448,505	2,414,977	2,351,534	2,553,451	2,747,259
小 計	5,244,212	5,209,157	4,972,185	5,474,548	6,107,070
合 計	16,880,961	17,169,787	16,832,358	17,628,024	18,631,265

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
電子書籍購入費			9,897,052	6,999,009	2,999,635

15. 学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況（令和5年度）

項 目 学校名		要 望 件 数			実施件数 D	実施率(%) G (D/A)
		A (B+C)	うち当初要望件数 B	うち追加要望件数 C		
小 学 校	有 帆	59	3	56	58	98.3
	高千帆	68	5	63	65	95.6
	高 泊	107	10	97	101	94.4
	小野田	122	6	116	120	98.4
	須 恵	97	6	91	93	95.9
	赤 崎	65	4	61	64	98.5
	本 山	41	6	35	37	90.2
	松原分校	5	3	2	4	80.0
	厚 狭	231	9	222	225	97.4
	厚 陽	65	9	56	58	89.2
	出 合	79	14	65	73	92.4
	埴 生	81	16	65	70	86.4
	津布田	20	0	20	20	100.0
	計	1,040	91	949	988	95.0
	中 学 校	高千帆	61	6	55	59
小野田		42	8	34	39	92.9
竜 王		63	9	54	60	95.2
厚 狭		69	6	63	68	98.6
埴 生		14	0	14	14	100.0
厚 陽		24	3	21	24	100.0
計		273	32	241	264	96.7
合 計		1,313	123	1,190	1,252	95.4

1 6. 各学校別施設利用状況（有料、無料別・3年間）

【社会体育等に係る学校施設利用状況】

※選挙、防災訓練、敬老会、幼稚園・保育園の運動会等の行事は除く

学校名		区分	屋内運動場（体育館）						屋外運動場（グラウンド）					
			令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数
小学校	有 帆	有料	3	28	3	58	1	18						
		無料	192	3,462	180	3,426	202	6,245	151	4,831	183	5,678	158	5,916
	高千帆	有料	24	284	53	576	61	734						
		無料	200	5,661	245	7,031	208	5,498	141	6,916	136	4,055	125	4,550
	高 泊	有料	35	309	47	549	30	610						
		無料	362	6,707	329	8,095	292	5,873	192	3,225	240	3,993	225	4,286
	小野田	有料	52	553	63	942	24	268						
		無料	119	2,509	145	3,187	146	3,402	127	2,689	124	2,225	117	1,561
	須 恵	有料	103	1,672	151	2,202	103	1,516						
		無料	222	7,148	367	11,285	347	11,955	197	5,098	189	4,278	200	4,242
	赤 崎	有料	68	696	67	862	92	1,217						
		無料	83	1,998	70	1,641	5	115	162	3,954	156	4,860	147	4,151
	本 山	有料	6	182	11	141	73	1,035						
		無料	166	3,092	122	1,823	135	2,446	194	7,293	242	9,058	142	5,326
	厚 狭	有料	124	1,668	145	2,048	160	2,188						
		無料	443	7,206	400	6,890	410	8,526	172	5,160	188	8,040	211	10,808
	厚 陽	有料	110	1,558	82	1,118	128	2,039						
		無料	171	3,292	171	3,319	238	4,826	178	4,272	33	1,490	72	1,476
	出 合	有 料	7	125										
		無 料	172	3,921	196	4,123	182	3,928	114	2,357	51	1,355		
	埴 生	有料												
		無料	252	4,252	212	3,422	89	1,188	9	143	2	20		
	津布田	有料	2	40										
		無料	127	4,064	145	4,350	141	4,271			1	80	1	80
	計	有料	534	7,115	622	8,496	672	9,625						
		無料	2,509	53,312	2,582	58,592	2,395	58,273	1,637	45,938	1,545	45,132	1,398	42,396
中学校	高千帆	有料	262	3,319	270	3,510	244	3,698						
		無料	56	405	55	547	48	581						
	小野田	有料	302	5,853	256	4,608	209	3,905						
		無料	48	720	61	1,220	53	1,110						
	竜 王	有料	145	2,075	124	1,640	158	1,642						
		無料	2	50	3	140	6	130	1	53				
	厚 狭	有料	96	1,490	51	937	40	600						
		無料	90	601	201	2,033	282	3,125						
	埴 生	有料	24	288	21	277	38	500						
		無料												
	厚 陽	有料	122	1,602	144	2,030	114	1,337						
		無料	49	1,273	40	887	21	971						
	計	有料	951	14,627	866	13,002	803	11,682						
		無料	245	3,049	360	4,827	410	5,917	1	53				
合 計		有料	1,485	21,742	1,488	21,498	1,475	21,307						
		無料	2,754	56,361	2,942	63,419	2,805	64,190	1,638	45,991	1,545	45,132	1,398	42,396

17. 就学援助利用者数、金額及び交付税算入額（5年間）

（単位：人、円）

	小 学 校					中 学 校					医療費 支給額	給食費 支給額	合 計				
	就学予定 支給者数	支給者数	児童数	支給者率	学用品費等 支給金額	就学予定 支給者数	支給者数	生徒数	支給者率	学用品費等 支給額			就学予定 支給者数	支給者数	児童 生徒数	支給者率	支給金額
令和元年度	108	746	3,215	23.2%	21,606,894	147	409	1,572	26.0%	28,293,994	967,834	49,459,762	255	1,155	4,787	24.1%	100,328,484
令和2年度	103	666	3,140	21.2%	16,227,992	106	431	1,551	27.8%	19,100,944	579,313	51,611,624	209	1,097	4,691	23.4%	87,519,873
令和3年度	93	639	3,161	20.2%	16,521,559	89	384	1,523	25.2%	19,485,198	185,110	48,411,672	182	1,023	4,684	21.8%	84,603,539
令和4年度	89	623	3,118	20.0%	17,165,360	97	351	1,506	23.3%	22,693,824	92,020	45,582,172	186	974	4,624	21.1%	85,533,376
令和5年度	62	644	3,025	21.3%	16,172,086	101	313	1,457	21.5%	20,172,404	0	44,156,834	163	957	4,482	21.4%	80,501,324

	交付税算入額（理論値）
令和元年度	12,204,000
令和2年度	11,688,000
令和3年度	10,583,000
令和4年度	11,255,000
令和5年度	10,093,000

18 教育委員会所管の各施設の利用状況（有料、無料別・3年間）

施設名	年度	総件数	有料件数	無料件数	総利用者数	有料利用者数	無料利用者数
中央図書館	R3	－	－	－	95,988	867	95,121
	R4	－	－	－	101,284	1,088	100,196
	R5				106,872	1,371	105,501
厚狭図書館	R3	－	－	－	31,111	－	31,111
	R4	－	－	－	36,309	－	36,309
	R5				38,458		38,458
きらら交流館	R3	63,551	63,357	194	100,689	93,655	7,034
	R4	70,005	69,790	215	112,235	104,062	8,173
	R5	－	－	－	－	－	－
青年の家	R3	896	612	284	10,867	5,069	5,798
	R4	1,026	660	366	13,017	4,515	8,502
	R5	917	661	256	11,910	5,200	6,710
歴史民俗資料館	R3	－	－	－	4,511	0	4,511
	R4	－	－	－	3,094	0	3,094
	R5	－	－	－	3,363	0	3,363
津布田会館	R3	351	144	207	2,601	927	1,674
	R4	367	77	290	3,765	480	3,285
	R5	343	73	270	3,928	492	3,436

その他関係資料（総務文教常任委員会関係分）

19 きららガラス未来館の収支状況（5年間）

（単位：円）

	年度	収入	支出
きららガラス未来館	R1	37,639,105	38,024,658
	R2	35,236,271	35,316,576
	R3	37,025,429	37,971,263
	R4	39,830,548	40,417,069
	R5	38,876,675	38,683,279

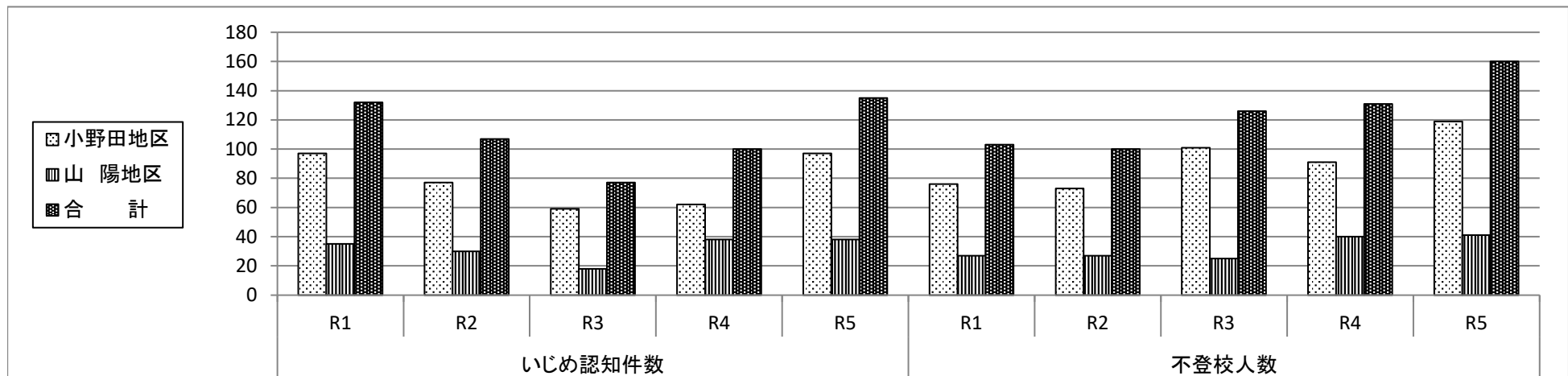
19 きらら交流館の収支状況（5年間）

	年度	収入	支出
きらら交流館	R1	119,672,305	122,044,035
	R2	81,453,860	89,895,514
	R3	100,415,415	106,478,019
	R4	116,879,323	124,106,656
	R5	休館中	

いじめ認知件数及び不登校人数（小野田地区・山陽地区毎）推移

地区・校種	いじめ認知件数					不登校人数				
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
小野田地区小学校	61	54	42	30	60	19	18	28	31	49
小野田地区中学校	36	23	17	32	37	57	55	73	60	70
山 陽地区小学校	18	16	9	21	21	7	8	11	19	16
山 陽地区中学校	17	14	9	17	17	20	19	14	21	25
合 計	132	107	77	100	135	103	100	126	131	160

	いじめ認知件数					不登校人数				
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
小野田地区	97	77	59	62	97	76	73	101	91	119
山 陽地区	35	30	18	38	38	27	27	25	40	41
合 計	132	107	77	100	135	103	100	126	131	160



2 1. 令和 5 年度 工事種別落札金額、予定価格及び落札率（指名競争入札分）

（税込金額）

工事種別	区分	市内業者	市外業者	計	備考
土木工事	件数	47 件	0 件	47 件	
	落札金額	550, 484, 000 円	0 円	550, 484, 000 円	
	予定価格	607, 440, 900 円	0 円	607, 440, 900 円	
	落札率	90. 6 %	0 %	90. 6 %	
建築工事	件数	10 件	0 件	10 件	
	落札金額	643, 416, 400 円	0 円	643, 416, 400 円	
	予定価格	658, 482, 000 円	0 円	658, 482, 000 円	
	落札率	97. 7 %	0 %	97. 7 %	
電気工事	件数	5 件	2 件	7 件	
	落札金額	141, 565, 600 円	168, 080, 000 円	309, 645, 600 円	
	予定価格	155, 982, 200 円	169, 057, 900 円	325, 040, 100 円	
	落札率	90. 8 %	99. 4 %	95. 3 %	
造園工事	件数	0 件	0 件	0 件	
	落札金額	0 円	0 円	0 円	
	予定価格	0 円	0 円	0 円	
	落札率	0 %	0 %	0 %	
管工事	件数	1 件	0 件	1 件	
	落札金額	2, 534, 400 円	0 円	2, 534, 400 円	
	予定価格	3, 165, 800 円	0 円	3, 165, 800 円	
	落札率	80. 1 %	0 %	80. 1 %	
その他	件数	18 件	5 件	23 件	防水工事、 解体工事、 機械器具設置工事、 他
	落札金額	220, 621, 500 円	237, 512, 000 円	458, 133, 500 円	
	予定価格	270, 838, 700 円	248, 151, 200 円	518, 989, 900 円	
	落札率	81. 5 %	95. 7 %	88. 3 %	
合計	件数	81 件	7 件	88 件	
	落札金額	1, 558, 621, 900 円	405, 592, 000 円	1, 964, 213, 900 円	
	予定価格	1, 695, 909, 600 円	417, 209, 100 円	2, 113, 118, 700 円	
	落札率	91. 9 %	97. 2 %	93. 0 %	
※R 5. 4. 1～R 6. 3. 3 1 の指名競争入札執行分 ※工事種別は、建設業法第 2 条の区分による ※落札率は、予定価格に対する比率					

22 放課後子ども教室推進事業の利用実績（3年間）

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
厚狭小学校	164	246	360
厚陽小学校	170	220	320
埴生小学校	302	690	397
出合小学校	240	311	243
津布田小学校	70	—	—
合 計	946	1,467	1,320

市民活動推進課

2 3 D V 関連相談件数（5 年間）

令和元年度	3 9 件
令和2年度	4 2 件
令和3年度	4 6 件
令和4年度	4 6 件
令和5年度	6 3 件

その他関係資料（総務文教常任委員会関係分）

24 文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況（3年間） ※年度ごと

1. 市民館利用状況

（1）文化ホール

（単位：件／人）

施設区分	R 3		R 4		R 5	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
ホ ー ル	117	6,459	109	8,611	105	9,940
第 1.2 会 議 室	81	3,300	118	5,485	134	5,046
第 1 講 義 室	127	1,949	229	3,606	294	4,685
第 2 講 義 室	43	335	60	427	71	721
団 体 会 議 室	32	385	66	863	148	2,264
調 理 実 習 室	14	149	5	119	5	70
和 室	0	0	4	26	4	27
工 作 室	5	47	8	45	8	101
合 計	419	12,624	599	19,182	769	22,854

（2）体育ホール

（単位：件／人）

施設区分	R 3		R 4		R 5	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
ホ ー ル	231	5,638	260	5,146	292	9,434

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による新規貸館受付停止 R3.5.21～6.20：R3年度31日間

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による貸館休止 R3.8.27～9.27：R3年度32日間

※工事により文化ホール及び会議室等貸館休止 R4.1.11～2.15：R3年度36日間

2. 不二輸送機ホール（文化会館）利用状況

（単位：件／人）

施設区分	R 3		R 4		R 5	
	件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
大 ホ ー ル	93	13,759	96	19,752	91	26,987
小 ホ ー ル	165	3,603	98	8,483	113	6,270
研 修 室	124	810	155	1,724	169	1,439
和 室	65	230	78	364	69	372
ス タ ジ オ	35	28	69	59	70	157
楽 屋	69	98	104	238	158	473
合 計	551	18,528	600	30,620	670	35,698

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による貸館休止 R3.8.27～9.27：R3年度32日間

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による新規貸館受付停止 R3.5.21～6.20：R3年度31日間

3. きららガラス未来館利用状況

（単位：人／人）

施設区分	R 3		R 4		R 5	
	来館者数	体験者数	来館者数	体験者数	来館者数	体験者数
きららガラス未来	13,482	3,897	17,501	5,359	15,507	4,669

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による休館措置 R3.8.27～9.26：R3年度33日間

※県外在住者の入館制限 R3.5.21～6.20：R3年度31日間

※臨時休館（第9回現代ガラス展in山陽小野田開会式及び表彰式へ講師、職員参加のため）R5.7.8、
（講師1名、職員3名が新型コロナウイルス感染のため）R5.7.15～17：R5年度4日間

24 文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況（3年間） ※年度ごと

4. 体育施設利用状況

(単位：件／人)

施設区分		R3		R4		R5	
		件 数	人 数	件 数	人 数	件 数	人 数
野 球 場		150	5,700	218	7,377	178	6,282
サ ッ カ ー 場		54	3,402	94	7,146	84	6,318
市 民 プ ー ル		-	-	10,071	10,071	18,058	18,058
武 道 館	柔 剣 道 場	708	7,759	765	9,353	745	9,332
	弓 道 場	663	3,300	735	3,600	718	4,365
市民体育館	ア リ ー ナ	2,171	30,389	2,253	37,476	2,247	38,985
	トレーニング室	10,968	10,968	12,181	12,181	14,269	14,269
	会 議 室	74	884	84	1,018	90	1,103
赤 崎 運 動 広 場		220	5,993	221	14,623	263	7,049
小 野 田	昼 間	269	5,942	304	5,785	271	7,139
	夜 間	139	3,853	200	5,838	201	6,149
高 千 帆 運 動 広 場		335	8,374	337	9,199	429	12,131
ア ー チ ェ リ ー 場		255	819	328	1,077	356	1,349
厚 狭 球 場		76	5,269	62	5,632	60	3,303
岡 石 丸 運 動 広 場		245	7,556	250	8,129	276	11,470
下 村 テ ニ ス コ ー ト		288	3,414	359	3,970	316	3,991
合 計		16,615	103,622	28,462	142,475	38,561	151,293

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設貸出休止 R3.8.27～9.26：R3年度31日間

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設利用自粛・新規受付停止 R3.5.21～6.20：R3年度31日間

※市民プール：R3年度全休業（新型コロナウイルス感染症拡大防止による）、R4年度 利用制限あり。

5. おのサン サッカーパーク（サッカー交流公園）利用状況

(単位：件／人)

施設区分	R3		R4		R5	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
天然芝サッカー場	226	8,330	247	9,651	210	11,982
多目的スポーツ広場	1,016	53,948	1,420	77,364	1,509	82,508
交流施設棟（会議室）	281	2,353	304	3,157	160	1,793
合計	1,523	64,631	1,971	90,172	1,879	96,283

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設貸出休止 R3.8.27～9.27：R3年度32日間

◇家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量（単位kg）

	可燃物	粗 大 可燃物	不燃物	粗 大 不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	空かん	焼却灰
令和元年 年 度	17,671,020	35,380	576,710	133,210	800,060	182,480	1,710	143,880	1,606,340
令和2年 年 度	17,393,830	71,960	657,360	125,110	727,720	103,930	23,990	150,850	1,700,630
令和3年 年 度	17,167,990	70,560	591,150	97,200	797,080	174,280	11,960	140,640	1,665,660
令和4年 年 度	16,732,350	42,220	521,350	124,540	1,014,530	188,510	46,690	135,550	1,696,590
令和5年 年 度	16,082,910	32,810	463,630	139,860	852,510	181,860	12,650	127,920	1,603,780

	下水道汚泥	空びん	新聞	雑誌・雑紙	ダン ボール	ペット ボトル	発泡トレイ	古着	合計
令和元年 年 度	3,039,750	496,280	371,960	467,880	268,480	154,680	19,020	209,520	26,178,360
令和2年 年 度	3,101,840	470,600	320,970	464,230	287,250	150,420	11,290	223,230	25,985,210
令和3年 年 度	3,174,610	461,970	353,710	474,760	335,120	154,700	10,320	193,040	25,874,750
令和4年 年 度	3,216,300	437,880	336,880	448,290	319,730	158,950	9,820	173,570	25,603,750
令和5年 年 度	2,964,670	405,200	273,760	416,110	301,330	155,180	13,010	154,750	24,181,940

◇資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)

(単位 : 重量 kg、金額 円)

品目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新聞	重量	372,320	322,940	369,160	339,820	285,180
	金額	5,741,974	3,576,083	4,320,479	4,490,439	3,920,266
雑誌 雑紙	重量	501,800	494,770	516,270	495,680	458,970
	金額	4,332,184	2,487,271	2,647,951	3,484,965	3,483,150
ダンボール	重量	315,390	302,250	354,370	342,230	322,040
	金額	3,095,331	1,055,256	2,107,204	2,822,820	2,189,704
アルミ	重量	80,450	90,740	80,540	78,510	79,170
	金額	10,283,101	9,750,365	15,379,886	19,573,343	18,094,958
スチール	重量	61,620	77,370	59,230	57,340	54,850
	金額	1,758,408	1,571,818	2,753,766	2,148,184	2,378,901
スクラップ	重量	216,620	261,080	222,380	183,340	168,660
	金額	4,191,273	1,959,434	7,221,721	6,797,952	5,436,386
非鉄 スクラップ	重量	28,840	28,430	28,120	31,620	27,440
	金額	2,418,812	1,667,594	2,739,669	3,592,056	3,718,352
発泡 スチロール	重量	20,860	9,500	8,100	7,220	5,510
	金額	1,304,591	306,437	371,030	512,484	343,445
ペットボトル	重量	154,280	146,350	145,160	159,270	149,480
	金額	4,013,397	3,637,835	4,013,310	13,560,232	8,345,626
紙パック	重量	1,130	2,830	3,350	1,950	2,750
	金額	7,322	18,678	22,110	12,870	18,150
無色 ガラスカレット	重量	164,960	163,200	148,320	144,020	152,490
	金額	76,839	9,970	0	0	0
茶色 ガラスカレット	重量	151,020	134,920	119,640	107,888	132,790
	金額	54,368	6,982	0	0	0
リターナブル ビン	本数	23,072	22,808	20,854	20,610	17,954
	金額	75,474	75,264	68,816	68,011	59,246
その他ビン	重量	61,310	51,450	56,090	46,320	35,840
年度別 合計重量		2,153,672	2,108,638	2,131,584	2,015,818	1,893,124
年度別 合計金額		37,353,074	26,122,987	41,645,942	57,063,356	47,988,184

障害者サービス利用人数及び市の負担額(5年間)【障害福祉サービス】

(金額:千円)

サービス・事業名	利用数の単位	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額
居宅介護(ホームヘルプ)	延べ日数	2,230	8,938	1,553	5,396	1,750	6,769	2,415	9,252	2,740	13,395
重度訪問介護	延べ日数	465	2,756	224	980	175	660	192	2,971	168	4,122
療養介護・療養介護医療	延べ日数	3,547	38,244	3,621	39,452	3,709	41,054	3,650	40,366	3,982	44,464
同行援護	延べ日数	315	2,847	350	2,460	279	1,885	276	2,145	62	552
短期入所(ショートステイ)	延べ日数	687	5,806	598	5,122	618	4,623	578	3,635	665	4,750
生活介護	延べ日数	35,771	361,902	36,093	384,521	38,432	413,894	42,496	428,148	40,138	448,579
施設入所支援	延べ日数	29,691	121,321	27,812	123,588	29,426	135,143	31,130	134,518	29,721	141,490
共同生活援助(グループホーム)	延べ日数	19,490	68,613	21,514	83,982	23,787	93,112	25,013	86,985	27,425	112,365
宿泊型自立訓練	延べ日数	1,390	5,548	1,180	4,460	824	4,169	874	3,576	1,099	5,587
自立訓練(生活訓練)	延べ日数	1,088	8,125	757	5,846	360	2,763	386	3,285	797	6,987
就労移行支援	延べ日数	2,707	24,086	3,318	25,879	3,716	26,583	2,959	26,696	3,641	35,476
就労継続支援(A型)	延べ日数	4,867	30,402	4,676	30,669	5,012	35,561	5,825	40,893	7,659	51,051
就労継続支援(B型)	延べ日数	37,221	259,992	38,217	265,070	39,871	284,159	41,616	299,235	46,400	312,797
就労定着支援	延べ件数	44	1,300	77	2,409	86	3,140	137	4,758	148	4,522
児童発達支援	延べ日数	6,312	51,182	6,843	69,682	5,236	75,529	5,659	75,780	11,766	88,037
放課後等デイサービス	延べ日数	16,421	169,541	17,025	187,056	26,279	186,175	21,227	205,703	23,719	229,578
保育所等訪問支援	延べ日数	0	0	2	38	6	76	5	57	10	106
補装具給付	延べ件数	119	11,412	127	10,690	101	10,234	121	9,806	117	12,307
更生医療給付	レセプト件数	3,801	99,915	3,766	83,355	3,612	89,118	3,676	85,606	3,767	100,044
育成医療給付	レセプト件数	113	1,875	91	1,046	105	1,892	84	1,344	53	1,675
日中一時支援	延べ日数	6,257	12,686	5,777	10,605	6,819	11,914	7,115	12,496	7,447	14,164
移動支援	延べ時間	374	836	77	172	51	119	128	318	556	1,630
自動車改造等助成(改造・免許)	延べ件数	5	500	3	300	2	200	5	500	5	500
住宅改修費助成	延べ件数	1	180	2	326	1	200	2	378	0	0
日常生活用具給付	延べ件数	1,457	13,670	1,444	13,411	1,447	13,798	1,549	14,900	1,644	15,751
重度心身障害者福祉医療助成	延べ件数	58,026	303,211	55,725	290,965	54,498	271,202	53,431	275,392	53,632	275,106
福祉タクシー助成	交付冊数	1,487	22,936	1,465	21,519	1,349	20,272	1,370	19,003	1,254	15,668

成人検診、がん検診実施状況（5年間）

（全年齢）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
胃がん	対象者数	31,983	31,908	31,868	31,728	31,847
	受診者数	1,842	1,661	1,957	1,675	1,782
	受診率	12.3	11.0	11.4	11.4	10.9
大腸がん	対象者数	40,124	39,948	39,674	39,365	39,233
	受診者数	3,593	3,138	3,403	3,245	3,349
	受診率	9.0	7.9	8.6	8.2	8.5
肺がん	対象者数	40,124	39,948	39,674	39,365	39,233
	受診者数	6,377	5,555	6,015	5,820	5,977
	受診率	15.9	13.9	15.2	14.8	15.2
子宮がん	対象者数	27,402	27,106	26,862	26,543	26,299
	受診者数	1,215	927	1,068	961	1,114
	受診率	8.2	7.9	7.4	7.6	7.9
乳がん	対象者数	21,983	21,850	21,714	21,494	21,396
	受診者数	991	751	882	843	966
	受診率	8.4	8.0	7.5	8.0	8.5
前立腺がん	対象者数	8,213	7,970	7,810	7,721	7,718
	受診者数	496	381	412	393	395
	受診率	6.0	4.8	5.3	5.1	5.1

※がん検診の種類によって受診率の算定方法が異なります。

議会資料恵与

その他関係資料

29 生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(過去5年 R1～R5年度)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	85	113	70	100	86
申請件数	47	42	34	66	55
却下件数	3	3	1	0	3

No. 3 0

児童虐待相談件数、保護件数、保護人数（5年間）

年 度	相談件数	保護件数	保護人数
令和 元年度	2 4 件	3 件	6 人
令和 2 年度	3 1 件	3 件	3 人
令和 3 年度	2 1 件	3 件	3 人
令和 4 年度	2 2 件	0 件	0 人
令和 5 年度	1 8 件	2 件	2 人
合 計	1 1 6 件	1 1 件	1 4 人

児童クラブ別申込数、利用人数、定員

クラブ名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本山	定員	40	40	40	40	40	40
	申込者数	50	59	55	48	46	38
	延べ利用者数	8,471	8,226	6,975	7,546	7,068	6,284
	平均利用人数	30.0	28.7	24.7	26.1	24.7	22.1
赤崎	定員	46	46	86	86	86	86
	申込者数	92	81	77	65	74	55
	延べ利用者数	14,055	11,472	9,899	9,444	8,670	9,032
	平均利用人数	49.7	40.1	34.2	34	30.3	31.6
須恵	定員	50	50	120	120	120	120
	申込者数	125	111	121	108	111	104
	延べ利用者数	16,547	16,805	18,519	17,525	16,685	15,537
	平均利用人数	58.6	58.8	63.9	60.4	57.7	54.3
小野田	定員	40	40	40	40	40	80
	申込者数	70	68	57	65	49	62
	延べ利用者数	9,681	8,255	7,245	8,708	6,322	7,385
	平均利用人数	34.2	28.9	25.2	30.1	24.7	29.1
高泊	定員	40	40	80	80	80	80
	申込者数	70	79	79	69	53	51
	延べ利用者数	11,014	11,517	9,819	9,401	8,458	9,673
	平均利用人数	39.0	40.3	34.8	32.4	29.5	33.5
高千帆	定員	50	50	120	120	120	160
	申込者数	131	152	151	155	134	153
	延べ利用者数	16,205	19,751	17,658	19,980	17,420	19,399
	平均利用人数	56.9	69.0	62.4	68.8	60.5	67.9
有帆	定員	40	40	40	40	40	40
	申込者数	44	43	45	51	42	44
	延べ利用者数	6,123	6,270	4,921	6,265	4,878	6,869
	平均利用人数	21.7	21.9	18.0	21.7	17.6	24.3
厚狭	定員	80	80	80	80	80	80
	申込者数	94	97	96	99	94	79
	延べ利用者数	11,918	12,958	12,212	13,677	11,485	10,639
	平均利用人数	42.1	45.3	42.7	47.4	47	41.1
出合	定員	30	30	60	60	60	60
	申込者数	48	54	68	64	60	53
	延べ利用者数	5,647	6,198	8,652	7,761	6,805	5,801
	平均利用人数	20.0	21.7	30.2	26.9	25.3	23.9
厚陽	定員	30	30	30	30	30	30
	申込者数	18	24	21	18	23	24
	延べ利用者数	1,969	3,113	2,398	2,174	2,551	3,335
	平均利用人数	7.0	10.9	8.6	8.2	10.2	13.8
埴生	定員	30	30	40	40	40	40
	申込者数	42	49	51	43	52	50
	延べ利用者数	4,532	4,167	4,283	5,651	7,587	6,954
	平均利用人数	16.1	14.5	14.9	19.5	27.4	26.5
津布田	定員	20	20	20	20		
	申込者数	10	14	13	7		
	延べ利用者数	1,599	2,010	1,317	648		
	平均利用人数	5.7	7.0	6.3	2.9		
第二厚狭	定員	40	40	40	40	40	40
	申込者数	47	44	48	55	49	45
	延べ利用者数	6,401	6,436	5,647	7,654	6,302	6,219
	平均利用人数	22.7	22.5	19.7	26.8	22.6	22.1
合計	定員	536	536	796	796	776	856
	申込者数	841	875	882	847	787	758
	延べ利用者数	114,162	117,178	109,545	116,434	104,231	107,127
	平均利用人数	403.7	409.6	385.6	405.2	377.5	390.2

令和5年度保育所保育料及び階層ごとの人数

(円、人)

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		標準時間						短時間					
		保育料			R6.3.31現在 人数			保育料			R6.3.31現在 人数		
階層 区分	定 義	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	0	0	0	29	13	23	0	0	0	6	0	1
Bb	A階層およびBa 階層を除き 市町村民税非課税世帯	0	0	0	17	6	7	0	0	0	0	0	0
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	6,500	0	0	3	1	4	6,400	0	0	0	0	0
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	14,000	0	0	7	1	9	13,800	0	0	1	0	2
D1a	所得割課税額48,600円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	7,400	0	0	13	5	16	7,200	0	0	0	0	1
D1b	所得割課税額 48,600円未満	19,400	0	0	17	9	14	19,200	0	0	1	0	0
D2a	所得割課税額60,000円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	8,300	0	0	1	2	1	8,100	0	0	1	0	1
D2b	所得割課税額 60,000円未満	23,000	0	0	10	0	6	22,600	0	0	4	1	3
D3a	所得割課税額77,101円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	9,000	0	0	4	1	8	8,800	0	0	1	0	0
D3b	所得割課税額 77,101円未満	25,500	0	0	30	8	12	25,100	0	0	2	1	2
D4	所得割課税額 97,000円未満	30,000	0	0	46	12	30	29,600	0	0	4	0	3
D5	所得割課税額 116,000円未満	32,000	0	0	50	19	34	31,500	0	0	8	2	3
D6	所得割課税額 139,000円未満	39,000	0	0	58	18	42	38,400	0	0	8	4	3
D7	所得割課税額 169,000円未満	44,500	0	0	69	25	58	43,900	0	0	5	2	2
D8	所得割課税額 211,200円未満	46,500	0	0	80	34	65	45,800	0	0	5	3	3
D9	所得割課税額 229,000円未満	54,600	0	0	29	9	30	53,700	0	0	1	2	2
D10	所得割課税額 301,000円未満	56,200	0	0	41	22	72	55,300	0	0	7	2	5
D11	所得割課税額 397,000円未満	61,000	0	0	15	17	39	60,000	0	0	4	1	4
D12	所得割課税額 397,000円以上	80,000	0	0	2	5	9	78,700	0	0	1	0	0
合 計					521	207	481				59	18	35

※第2子以降は、条件により減免あり

33 5年間の校区别寝たきり老人数、緊急通報利用者数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報
有 帆 校 区	3						0		1	
高 千 帆 校 区	5						0		2	
高 泊 校 区	3						3		2	
小 野 田 校 区	2						0		1	
須 恵 校 区	2						1		1	
赤 崎 校 区	4						2		1	
本 山 校 区	0						0		0	
厚 狭 校 区	7						3		4	
出 合 校 区	0						0		0	
厚 陽 校 区	2						0		0	
埴 生 校 区	2						2		1	
津 布 田 校 区	0									
計	30	326	－	338	－	322	11	340	13	375

※ 令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者実態調査を中止したため、寝たきり老人数は把握していません。

34 5年間の高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(各)

(金額:千円)

	利用者数の単位	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額
住宅改修支援事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	延べ人数	6	884	4	451	5	662	6	458	8	919
介護保険低所得者利用者負担軽減助成金	延べ人数	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0
介護保険低所得者利用者負担対策措置費	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無年金者特別給付事業	実人数	2	240	2	240	2	240	2	240	2	50
寝たきり高齢者等見舞金	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	1,470	18,322	1,471	18,664	1,355	18,365	1,311	17,931	1,495	20,599
通所型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	4,701	101,840	4,894	109,814	5,114	119,103	5,117	118,126	5,702	132,625
緊急時短期入所サービス(ショートステイ)事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活管理短期入所事業	延べ人数	49	193	37	146	57	228	35	140	17	68
寝具乾燥事業	延べ人数	60	300	64	297	42	196	39	208	32	176
入浴サービス事業	延べ人数	54	310	52	299	54	308	12	68	0	0
高齢者実態把握事業	延べ人数	1,850	4,995	1,785	4,820	1,796	4,849	1,767	4,771	1,738	4,693
紙おむつ助成事業	延べ人数	503	2,924	471	2,153	283	1,656	233	1,354	338	1,978
安心相談ナースホン事業	実人数	326	4,412	338	4,303	322	4,357	340	4,575	375	4,973
福祉電話	実人数	29	614	27	613	26	573	22	466	18	386

※ 通所型サービス委託料(いきいき型)【介護予防・生活支援サービス事業】及び介護予防型デイサービス事業【一般介護予防事業】は、平成29年度で事業廃止。

配食サービス事業【介護予防・生活支援サービス事業】及び配食サービス事業【任意事業】は、平成29年度で事業廃止。

寝たきり高齢者等見舞金は、平成29年度に廃止し、平成30年度から内容を変えて実施。

No. 3 5

ファミリーサポートセンターの利用実績（3年間）

利用件数

年度	利用件数
令和3年度	4 6 1 件
令和4年度	4 0 3 件
令和5年度	2 3 0 件

会員数

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計
令和3年度	2 8 9 人	4 2 人	4 1 人	3 7 2 人
令和4年度	2 4 9 人	4 1 人	4 7 人	3 3 7 人
令和5年度	2 3 7 人	4 2 人	5 3 人	3 3 2 人

山陽小野田市中央福祉センターの管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市中央福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市福祉センター条例（平成17年山陽小野田市条例第104号。以下「条例」という。）第12条の規定により指定管理者に指定された乙が行う福祉センターの管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第13条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 福祉センターの使用の許可に関する業務
- (2) 福祉センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、福祉センターが円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があつた場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
令和3年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)
令和4年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)
令和5年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※当該消費税及び地方消費税相当額は、当該指定管理料の請求のときに加算する。

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

者 (リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

に (事業計画等の提出)

第9条 乙は、各年度の2月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画については当該年度開始後速やかに提出するものとする。

5。 (1) 管理運営の体制

(2) 管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、管理業務の運営状況について甲の指定する様式により、毎月終了後20日以内に甲に報告しなければならない。

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 各施設の利用状況

(3) 管理経費の収支決算

(4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不適當と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、乙が福祉センターの指定管理者として管理業務を継続することが適當でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」とあるのは「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理の業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(福祉センターの使用)

第18条 乙は、管理物件を除く福祉センターの施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第19条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第20条 乙は、福祉センターの管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第21条 福祉センターの業務管理に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第22条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

会 長 森 田 純



各

別記 1 (第 2 条関係)

管理業務仕様書

管理業務の範囲

- (1) 福祉センター使用申請の受付、使用料の徴収
- (2) 福祉センター内外の掃除
- (3) 浴室使用日における浴室の準備及び浴槽の湯加減の調節
- (4) 娯楽のための会館利用者に対する湯茶の準備
- (5) 火災予防及び盗難防止並びに災害発生時における会館利用者の避難誘導及び関係機関への通報
- (6) その他センター管理に関する事項

施設及び備品の管理、電話の受付、緊急用連絡、消灯確認、戸締まり、文書の收受他

業務の時間

毎週(日、月、火、木、金、土曜日) 8:30~22:00

ただし、祝日、水曜日が祝日の場合翌日、8月15日、12月29日から1月3日までは除く。

掃除業務の基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 毎日実施するところ：玄関ホール、各室、便所、風呂(開設日)
- (2) 週1回以上実施するところ：倉庫、駐車場、前庭
- (3) 月1回以上実施するところ：窓ガラス拭き

別記2（第8条関係）

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力を除く）		○
業務内容の変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○

施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、1件500千円未満のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（1件500千円未満のもの）		○
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 ※ただし、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
利用者数の変動	利用者の変動による収入の変動		○
事業評価	事業内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3（第16条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

（目的外収集・利用の禁止）

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

（適正管理）

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報

の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

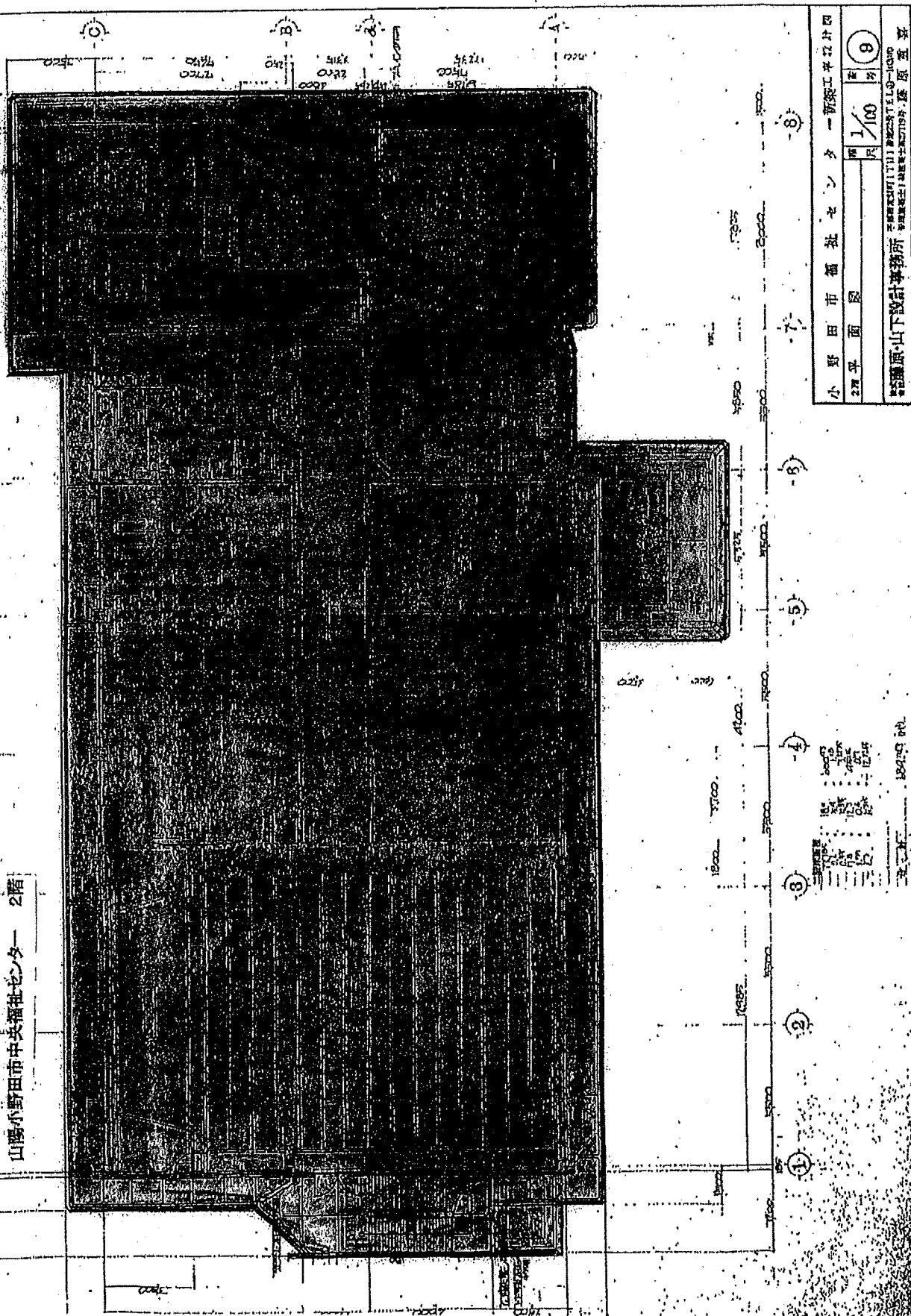
(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

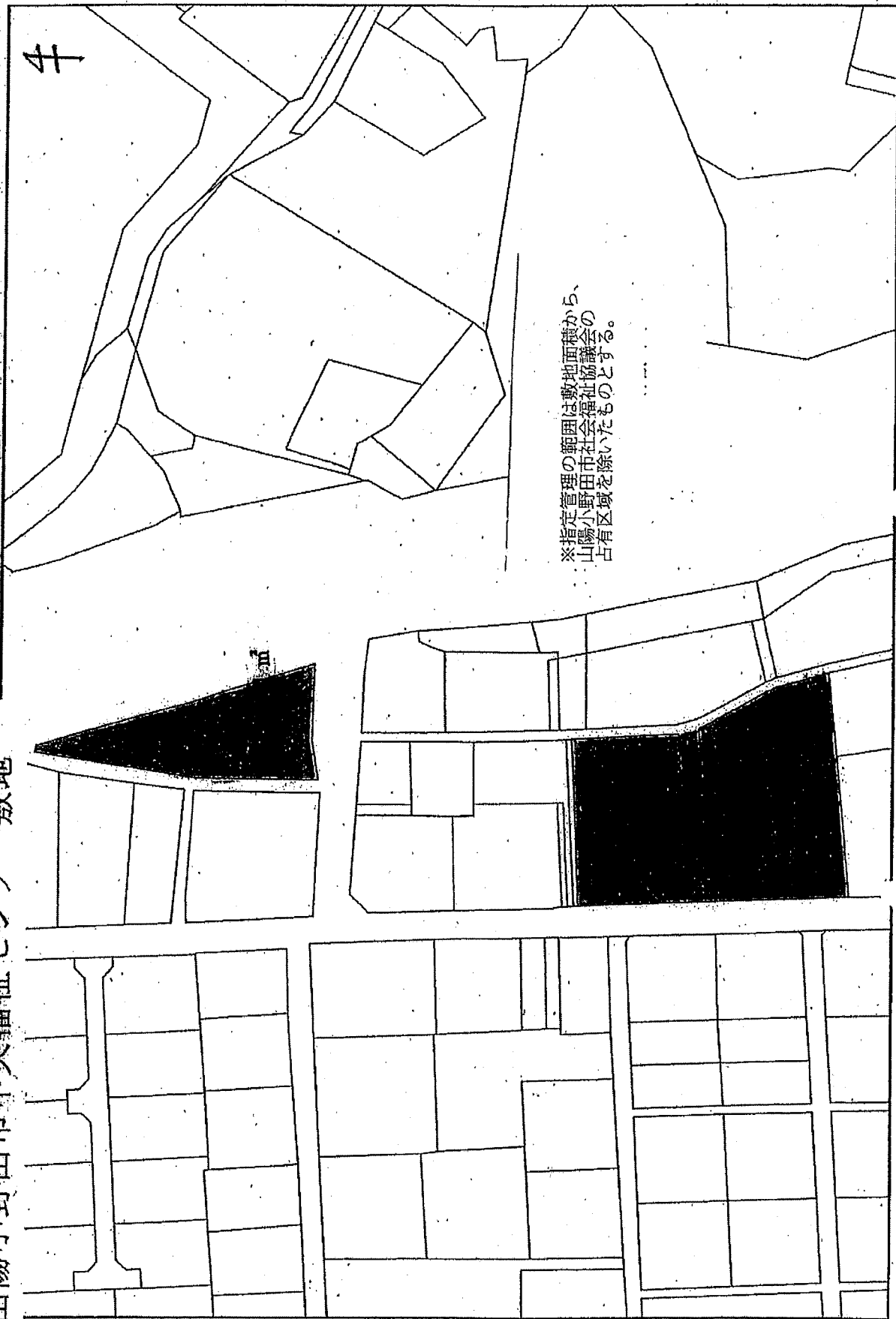
(損害賠償)

第10 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

山陽小野田市中央福祉センター 2階



小野田市福祉センター 新築工事設計図	
2階平面図	縮尺 1/100
図番	9
山陽小野田市中央福祉センター 2階平面図	



山陽小野田市中心福祉センターの理運営に関する協定書の一部を
変更する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、令和３年４月１日付けで締結した山陽小野田市中心福祉センターの管理運営に関する協定第８条に規定するリスク分担表を次のように改める。



別記2（第8条関係）

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力※を除く）		○
業務内容の変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○

施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、1件500千円未満のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（1件500千円未満のもの）		○
	第3者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 ※ただし、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
運営リスク	不可抗力※に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
	大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少（不可抗力※を含む）	両者の協議により経費及び損害額を算定し、負担割合を定める。	
利用者数の変動	利用者の変動による収入の変動（不可抗力※を含む大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少以外のとき）		○
事業評価	事業内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※不可抗力…暴風、豪雨、洪水、地震、地盤沈下、暴動、感染症の蔓延等、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象

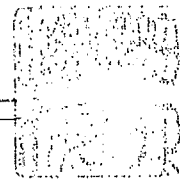
この協定による変更後の山陽小野田市中心福祉センターの管理運営に関する協定第8条に規定するリスク分担表は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年(2021年)4月26日

甲 山陽小野田市

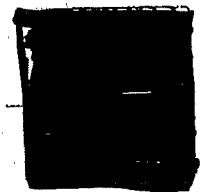
山陽小野田市長 藤田 剛



乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田 純



1950
1951
1952
1953



山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定書



山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市本山児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
	(消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,327,000円
令和4年度	金6,327,000円
令和5年度	金6,327,000円
令和6年度	金6,327,000円
令和7年度	金6,327,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

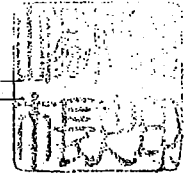
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

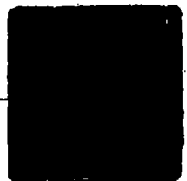
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



条

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

2 児

- (1)

検

- (2)

と

- (3)

て

3 そ

- (1)

め

- (2)

る

- (3)

上

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種

物価変

金利変

周 辺

域・住

び施

用者

対応

法令

更

税制

変更

政治、

的理

よる

変更

不可拵

書類

り

資金調

施設・

の損傷

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市赤崎児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,159,000円
令和4年度	金6,159,000円
令和5年度	金6,159,000円
令和6年度	金6,159,000円
令和7年度	金6,159,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
 - (2) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 児童館の利用状況
 - (3) 管理経費の収支決算
 - (4) その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

終
か
6
全
い。
お
消
止
や
き
す
し
害
な
限
扱
日市
し
と
の
公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

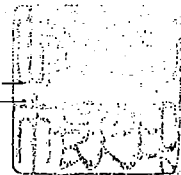
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

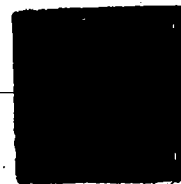
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記 1

- 1 条例
- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

- 2 児童
- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

- 3 その
- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価変動

金利変動

周辺

域・住民

び施設

用者へ

対応

法令の

更

税制度

変更

政治、行

政的・理

由

による事

変更

不可抗力

書類の

り

資金調達

施設・設

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資 料 等 の 損 傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第 三 者 へ の 賠 償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セ キ ュ リ テ ィ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事 業 終 了 時 の 費 用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記

（
第1
た
正
（
第2
ら
た
（
第3
の
（
第4
用
（
第5
情
（
第6
が
し
（
第7
損
う
と
と

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定書



山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市須恵児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

（1）条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

（2）児童館の施設の維持管理に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）



第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,332,000円
令和4年度	金6,332,000円
令和5年度	金6,332,000円
令和6年度	金6,332,000円
令和7年度	金6,332,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

- 第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

- 第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

- 第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

- 第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

- 第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

- 2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

- 第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

- 第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

- 第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

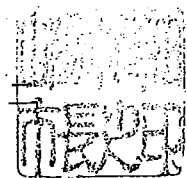
（協議）

- 第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
のない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記

1 条

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

2 児

(1)

検

(2)

と

(3)

て

3 その

(1) 目

め

(2) 男

(時

る者

(3) 男

上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。

- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。

- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価

金利

周

域・

び施

用者

対応

法令

更

税制

変更

政治、

的理

よる

変更

不可抗

書類の

り

資金調

施設・設

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理 由に よる 事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記

第

第

第

第

第

第

第

2

と

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高泊児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,841,000円
令和4年度	金6,841,000円
令和5年度	金6,841,000円
令和6年度	金6,841,000円
令和7年度	金6,841,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

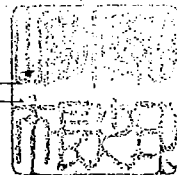
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田 純



別記 1

1 条例

- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

2 児童

- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

3 その他

- (1) 開
める者
- (2) 児
(昭和
る者
- (3) 児
上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種 類

物価変動

金利変動

周 辺 地
域・住民及
び施設利
用者への
対応

法令の変
更

税制度の
変更

政治、行政
的理 由 に
よる事業
変更

不可抗力

書類の誤
り

資金調達

施設・設備
の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

第1
た
正
第2
ら
た
第3
の
第4
用
第5
情
第6
が
し
第7
損

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高千帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,139,000円
令和4年度	金6,139,000円
令和5年度	金6,139,000円
令和6年度	金6,139,000円
令和7年度	金6,139,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- じ
1
ま
- (1) 管理運営の体制
 - (2) 事業の概要及び実施する時期
 - (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
 - (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

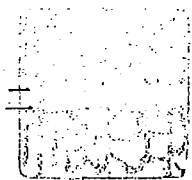
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

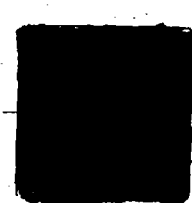
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記 1.

1 条例

- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

2 児童

- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

3 その

- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

別記 1.

管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価変動

金利変動

周辺

域・住民

び施設

用者へ

対応

法令の

更

税制度

変更

政治、行

政的理由

による事

変更

不可抗力

書類の

り

資金調達

施設・設

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

（基
第1
たっ
正に
（秘
第2
らし
た後
（再
第3
のと
（目
第4
用す
（第
第5
情報
（複
第6
が記
して
（適
第7
損傷
う努
2 乙
と職

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市有帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
	(消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,402,000円
令和4年度	金6,402,000円
令和5年度	金6,402,000円
令和6年度	金6,402,000円
令和7年度	金6,402,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- じ
- 1
- ま
- (1) 管理運営の体制
 - (2) 事業の概要及び実施する時期
 - (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
 - (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条
公
2
を
(
第1
と
(
第1
整
(
第2
は
こ
(
第2
な
こ
のう

令和

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田 純



別記 1

1 条例

- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

2 児童

- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

3 その

- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種 類

物価変動

金利変動

周 辺

域・住民

び施設

用者へ

対応

法令の

更

税制度

変更

政治、行

政的理由

による事

変更

不可抗力

書類の

り

資金調達

施設・設

の損傷

リスク分担表

類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周辺地	地域との協調		○
域・住民及 び施設利 用者への 対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理 由に よる 事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

別記 3

(
第1
た
正
(
第2
ら
た
(
第3
の
(
第4
用
(
第5
情
(
第6
が
し
(
第7
損
2
と

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 (ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。)		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

収 入 印 紙	業 務 委 託 契 約 書																								
件 名	令和5年度児童クラブ保育業務委託																								
場 所	各児童クラブ																								
期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで																								
金 額	億 万 円 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>9</td><td>5</td><td>5</td><td>9</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)																¥	9	5	5	9	4	0	0	0
				¥	9	5	5	9	4	0	0	0													
契約保証金	免 除																								
前 払 金	なし																								
部 分 払	あり 4 回以内 (前払金を支払うときは1を減じた回数以内)																								
その他事項	上記の業務委託について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、おののお対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。																								
令和 5 年 4 月 1 日 甲 山陽小野田市 山陽小野田市長 藤 田 剛 二 所在地 山陽小野田市千代町一丁目2番28号 乙 氏名・名称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会 及び代表者 会長 森 田 純 一																									

収 入 印 紙	第 1 回 業 務 委 託 変 更 契 約 書	
件 名	令和 5 年度児童クラブ保育業務委託	
場 所	各児童クラブ	
完 了 期 限	変更前 変更後	
変更金額	既定委託代金額を 95,594,000 円を 94,603,332 円とし 990,668 円 減額 する (うち消費税及び地方消費税の額 円)	
契約保証金	免 除	
仕様変更	なし	
変更業務内容	開所日数減による減額	
その他事項		
令和5年4月1日 に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部を変更する契約を締結する。 この契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに保有する。 令和 6 年 3 月 31 日 甲 山陽小野田市 山陽小野田市長 藤 田 剛 所在地 山陽小野田市千代町三丁目2番28号 乙 氏名・名称 社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会 及び代表者 会長 森 田 純		

予算執行状況表

事業名：社会福祉事業

サ区A

児童クラブ事業

1/ 2

令和5年04月01日から令和6年03月31日まで

拠点区分対象

拠点区分

事業活動による収入	当初予算額	補正額	計(1)	流用額	計(2)	執行額	執行残額	執行率
受託金収入	95594000	0	95594000	0	95594000	95594000	0	100.00
市町村受託金収入	95594000	0	95594000	0	95594000	95594000	0	100.00
児童クラブ事業受託金収入	95594000	0	95594000	0	95594000	95594000	0	100.00
事業活動による収入 合計	95594000	0	95594000	0	95594000	95594000	0	100.00
事業活動による支出								
人件費支出	95301000	-8000	95293000	0	95293000	94302612	990288	98.96
職員給料支出	88730000	-4380000	83850000	0	83850000	82859332	990668	98.82
職員俸給支出	25220000	7251000	32471000	0	32471000	32354918	116082	99.64
職員手当支出	19523000	7735000	27258000	0	27258000	27114300	143100	99.48
扶養手当	5697000	-484000	5213000	0	5213000	5240018	-27018	100.52
通勤手当	0	198000	198000	0	198000	198000	0	100.00
超過勤務手当	969000	-148000	821000	0	821000	843000	-22000	102.68
諸手当	3009000	-540000	2469000	0	2469000	2477018	-8018	100.32
職員賞与支出	1719000	6000	1725000	0	1725000	1722000	3000	99.83
職員賞与支出	4324000	1665000	5989000	0	5989000	6025451	-36451	100.61
非常勤職員給与支出	4324000	1665000	5989000	0	5989000	6025451	-36451	100.61
非常勤職員給与支出	53557000	-13166000	40391000	0	40391000	39451143	939857	97.67
法定福利費支出	53557000	-13166000	40391000	0	40391000	39451143	939857	97.67
事業費支出	5629000	-630000	4999000	0	4999000	5027820	-28820	100.58
保健衛生費支出	4609000	1202000	5811000	0	5811000	5737457	73543	98.73
水道光熱費支出	231000	0	231000	0	231000	125482	105518	54.32
消耗器具備品費支出	2965000	50000	3015000	0	3015000	2749499	265501	91.19
保険料支出	1241000	1060000	2301000	0	2301000	2612934	-311934	113.56
車輦費支出	22000	2000	24000	0	24000	19840	4160	82.67
事務費支出	150000	90000	240000	0	240000	229702	10298	95.71
福利厚生費支出	1962000	3670000	5632000	0	5632000	5705823	-73823	101.31
旅費交通費支出	354000	10000	364000	0	364000	171320	192680	47.07
研修研究費支出	50000	0	50000	0	50000	0	50000	0.00
職員研修費支出	120000	0	120000	0	120000	44784	75216	37.32
事務消耗品費支出	120000	0	120000	0	120000	44784	75216	37.32
印刷製本費支出	950000	1975000	2925000	0	2925000	3323834	-397834	113.60
広報費支出	260000	600000	860000	0	860000	977386	-117386	113.65
業務委託費支出	120000	1061000	1109000	0	1109000	66000	54000	55.00
手数料支出	48000	0	48000	0	48000	1104524	4476	99.60
保守料支出	0	6000	6000	0	6000	4675	1325	77.92
雑支出	0	18000	18000	0	18000	14300	3700	79.44
雑支出	60000	0	60000	0	60000	0	60000	0.00
事業活動による支出 合計	95301000	-8000	95293000	0	95293000	94302612	990288	98.96
増減差額	293000	8000	301000	0	301000	1291388	-990388	0.00
その他の活動による支出								
サービス区分間繰入金支出	293000	8000	301000	0	301000	300720	280	99.91
法人運営事業サービス区分間繰入金支出	293000	8000	301000	0	301000	300720	280	99.91
その他の活動による支出 合計	293000	8000	301000	0	301000	300720	280	99.91
増減差額	-293000	-8000	-301000	0	-301000	-300720	-280	0.00

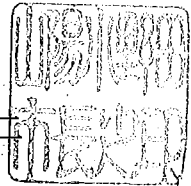
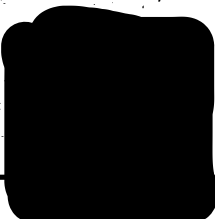
サ区A

2/2

令和5年04月01日から令和6年03月31日まで

当期資金増減差額	前期末支払資金残高	当期末支払資金残高
----------	-----------	-----------

収 入 印 紙	業 務 委 託 契 約 書																								
件 名	令和5年度児童クラブ保育業務委託																								
場 所	第二厚狭児童クラブ																								
期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで																								
金 額	億 万 円 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>1</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)																	¥	8	8	8	1	5	0	0
					¥	8	8	8	1	5	0	0													
契約保証金	免 除																								
前 払 金	なし																								
部 分 払	あり 4 回以内 (前払金を支払うときは1を減じた回数以内)																								
その他事項																									
上記の業務委託について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、おののお対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。																									
令和5年4月1日 甲 所在地 乙 氏名・名称 及び代表者 山陽小野田市 山陽小野田市長 藤 田 剛 二 山陽小野田市大字厚狭1031 社会福祉法人 真珠保育園 理事長 有 馬 璨 雄																									

収 入 印 紙	第 1 回 業 務 委 託 変 更 契 約 書	
件 名	令和 5 年度児童クラブ保育業務委託	
場 所	第二厚狭児童クラブ	
完 了 期 限	変更前 変更後	
変更金額	既定委託代金額を 8,881,500 円を 8,957,352 円とし 75,852 円 増額 する (うち消費税及び地方消費税の額 円)	
契約保証金	免 除	
仕様変更	なし	
変更業務内容	執行額確定による増額	
その他事項		
令和5年4月1日 に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部を変更する契約を締結する。 この契約の証として本書を 2 通作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を原契約書とともに保有する。 令和 6 年 3 月 31 日 甲 山陽小野田市 山陽小野田市長 藤 田 剛 乙 所在地 山陽小野田市大字厚狭1031-1 氏名・名称 社会福祉法人 真珠保育園 及び代表者 理事長 有 馬 大 雄  		

令和5年度 第二児童クラブ 決算見込

		備 考
収入	市委託費	8,881,500 委託料
	雑収入	0
	繰越金	0
	合 計	8,881,500
支出	人件費	4,652,103 放課後支援員等賃金
	共済費（法定福利費）	403,503
	消耗品費	346,235
	光熱水費	293,127
	修繕費	0
	通信費	60,589 NTT 通話料 ㈱ハイホー
	手数料	5,170
	使用料及び賃借料	2,640,000 ガスコーポレーション 244,944 NTTファイナンス
	研修費	44,170
	清掃委託費	129,360 堰堤整備 89,760 ゴミ回収費 39,600
	備品購入費	0
	雑費	138,151 山口県浄化槽協会 点検 5,500 山陽清掃社 浄化槽掃除 121,761 TKC保守料 10,890
	合 計	8,957,352



業務委託契約書

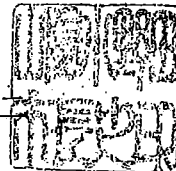
件名	放課後児童クラブ運営業務委託																
場所	小野田児童クラブ、厚狭児童クラブ、出合児童クラブ、厚陽児童クラブ、埴生児童クラブ																
期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで ただし、契約締結日から令和5年3月31日までは、委託の準備期間とする。																
金額	<table><tr><td colspan="2">億</td><td colspan="2">万</td><td colspan="2">円</td></tr><tr><td>¥</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> (うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)	億		万		円		¥	1	4	6	8	8	0	0	0	0
億		万		円													
¥	1	4	6	8	8	0	0	0	0								
契約保証金	免除																
前払金	なし																
部分払	あり 12 回以内 (前払金を支払うときは1を減じた回数以内)																
その他事項	各会計年度における委託料の額は、次のとおりとする。 令和5年度 48,960,000円 令和6年度 48,960,000円 令和7年度 48,960,000円																

上記の業務委託について、委託者(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和4年12月15日

甲

山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛



乙

所在地

広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル3F
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社中四国支店
支店長 篠原 幸司

氏名・名称
及び代表者

令和6年 6月 10日

山陽小野田市 福祉部子育て支援課 御中

令和5年度実績報告書

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
周南営業所

委託料 48,960,000円

経費内訳

児童クラブ名	小野田	厚狹	厚陽	出合	埴生	合計
人件費	11,959,074	11,355,270	4,917,053	6,759,341	6,658,899	41,649,637
募集費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
旅費交通費	72,457	52,648	22,620	26,168	24,060	197,954
消耗品費	487,607	279,297	125,577	229,255	166,376	1,288,112
新聞図書費	17,332	0	0	0	0	17,332
通信費	11,042	0	6,863	0	0	17,905
修繕費	0	0	0	0	40,700	40,700
保険料	40,607	7,531	3,765	3,765	3,765	59,433
リース料	61,266	61,267	36,841	36,841	36,841	233,056
教育・研修費	36,749	41,183	22,306	14,171	13,998	128,406
雑費	0	0	11,365	0	0	11,365
本社経費	443,220	443,220	443,220	443,220	443,220	2,216,100
運営管理費	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	3,000,000
小計	13,749,352	12,860,415	6,209,611	8,132,762	8,007,859	48,960,000

No. 3 7

スマイルキッズ利用状況（４年間）

事業名	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域子育て支援拠点事業	6,250 人	6,241 人	9,095 人	10,053 人
子育てコンシェルジュ事業				
相談来館者	18 人	15 人	4 人	1 人
声かけのうち相談件数	428 件	172 件	305 件	383 件
子育て世代包括支援センター事業	775 人	762 人	838 人	692 人
母子保健事業	1,076 人	1,096 人	1,272 人	1,380 人
ファミリーサポートセンター	58 人	61 人	65 人	49 人
リユース会	－	－	68 人	175 人
家庭児童相談事業	35 人	61 人	44 人	65 人
視察	－	－	－	3

38 環境調査センターの調査実績(3年間)

(1) 常時監視測定(調査)実績(単位:検体数)

	海域調査	河川調査	遊水池調査	工場排水調査	浄化槽排水調査	大気汚染調査	計
令和3年度	885	912	342	2,691	290	2,043	7,163
令和4年度	885	936	342	2,722	312	1,943	7,140
令和5年度	885	936	342	2,675	240	1,910	6,988

(2) 行政需要に関する測定(調査)実績(単位:検体数)

	水産振興(栄養塩) 及び環境保全 (江汐湖水質調査等)	その他の行政需要 (突発事故等原因調査)	計
令和3年度	577	4,459	5,036
令和4年度	609	4,272	4,881
令和5年度	564	4,707	5,271

(3) 受託測定(調査)実績(単位:検体数)

	美祢市 (大気)	美祢市 (河川)	山口東京理科大学 (下水等)	計
令和3年度	1,925	45	545	2,515
令和4年度	1,841	45	545	2,431
令和5年度	1,449	45	545	2,039

(4) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学との連携
(単位:検体数)

	測定(調査)の内容	計
令和3年度	大学との共同研究・技術協力	3,341
令和4年度	大学との共同研究・技術協力	3,900
令和5年度	大学との共同研究・技術協力	3,945

(1)～(4)の合計
(単位:検体数)

	合計
令和3年度	18,055
令和4年度	18,352
令和5年度	18,243

39. 5年間の制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額

(単位:千円)

	融資実績(件数／金額)		返済額	未収発生額
令和元年度	25	166,140	115,394	0
令和2年度	10	73,000	118,345	0
令和3年度	9	46,000	82,375	0
令和4年度	19	98,837	98,690	0
令和5年度	17	99,900	91,698	0

資料NO.40

耕地面積及び耕作放棄地面積

単位:ha

年度	耕地面積	耕作放棄地面積
R1	1,390	298
R2	1,340	176
R3	1,330	71
R4	1,320	66
R5	1,310	75

No.40 農林水産課

(農業従事者数)

◎農 家 数

(単位:戸数)

年	市町名	総農家数	販売農家数			自給的 農 家	経営耕地規模別農家数（販売農家）					
			主業 経営体	準主業 経営体	副業的 経営体		0.5ha 未満	0.5ha ～1.0ha	1.0ha ～1.5ha	1.5ha ～2.0ha	2.0ha ～3.0ha	3.0ha 以上
2020	山陽小野田市	710	31	45	294	340	101	139	56	34	16	24
2015	山陽小野田市	913	46	88	347	432	107	198	83	36	24	33
増減数	計	-203	-15	-43	-53	-92	-6	-59	-27	-2	-8	-9

※1 「2015年農林業センサス」、「2020年世界農林業センサス」のデータを使用したものです。

※2 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯か、10a未満であるときは、農業生産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった世帯です。

※3 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上、又は30a未満で年間農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

※4 「主業経営体」とは、農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

※5 「準主業経営体」とは、農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

※6 「副業的経営体」とは、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体いいます。

※7 「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

No.41

陸揚金額及び組合員数(漁港別)

H31

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	65	19	5	24	19
高泊	8	18	31	49	4
梶	4	10	17	27	9
埴生	35	18	9	27	19
計	112	65	62	127	51

R2

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	62	19	4	23	19
高泊	7	15	29	44	4
梶	3	7	19	26	7
埴生	32	18	11	29	19
計	104	59	63	122	49

R3

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	80	16	3	19	18
高泊	6	14	28	42	4
梶	3	5	16	21	5
埴生	24	16	10	26	17
計	113	51	57	108	44

R4

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	81	16	3	19	18
高泊	6	14	28	42	4
梶	3	5	14	19	5
埴生	25	16	10	26	16
計	115	51	55	106	43

R5

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	81	13	6	19	18
高泊	6	13	27	40	4
梶	3	5	14	19	4
埴生	18	16	7	23	16
計	108	47	54	101	42

No.42 農林水産課

県事業負担金(令和元～令和5年度)実績<工事別>

(単位:円)

事業名	地区名	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
海岸保全施設整備事業	松屋埴生	5,000,000	6,732,000	7,500,000	13,600,000	5,801,600
〃	黒崎開作	10,599,000	12,768,000	7,500,000	9,842,600	5,800,000
農村地域防災減災事業ため池整備事業洗川地区	洗川	10,644,760	15,111,600	8,880,000	2,850,000	
農地耕作条件改善事業	後潟上	6,000,000	2,000,000			
経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)	後潟上	1,800,000				
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	王喜東	7,084,440	2,222,280	3,866,760	4,355,640	5,686,680
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	郡・川東			2,000,000	2,145,000	5,400,000
基幹水利施設ストックマネジメント事業	高千帆	1,575,000				
基幹水利施設ストックマネジメント事業	沖開作			2,500,000	2,250,000	12,500,000
農村地域防災減災事業	石井手		1,824,000	6,240,000	13,920,000	4,800,000
合計		42,703,200	40,657,880	38,486,760	48,963,240	39,988,280

42. 工事別県事業負担金(5年間)(土木課)

山陽小野田市

単位 : 円

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	計	備考
費 目							
土木管理費	12,254,770	11,499,888	13,439,939	7,233,930	8,999,760	53,428,287	
道路橋りょう費	7,897,591	10,920,168	8,824,035	9,847,726	14,381,400	51,870,920	
河川費	1,170,288	2,047,650	2,633,070	9,462,860	16,528,211	31,842,079	
港湾費	19,240,400	25,576,760	34,099,450	55,516,340	81,749,580	216,182,530	
本港地区埠頭用地 造成事業負担金	16,351,924	17,105,477	15,376,197	15,353,586	15,506,740	79,693,924	
計	56,914,973	67,149,943	74,372,691	97,414,442	137,165,691	433,017,740	

42. 5年間の県事業負担金(都市計画街路整備事業)

(円)

県事業負担金	年度 金額	R1	R2	R3	R4	R5
		19,900,011	17,886,328	3,999,913	1,193,940	17,574,950

43. 市内バス路線の利用状況及び補助金額

	利用人数(人)	補助金額(千円)
令和5年度(R4.10.1～R5.9.31)	706,775	156,003

※バスの事業年度は、10月1日から9月30日まで。

No.44 農林水産課

小規模土地改良事業（令和元年～令和5年度）実績

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	6	10	13	11	14
実施件数	10	10	11	13	11
継続事業	5	3	3	3	2
取下げ	1	0	1	0	4
工事費（円）	12,999,920	10,798,700	12,287,000	12,119,019	14,633,600
補助金額（円）	8,434,000	8,444,000	8,337,000	8,217,000	9,906,000
地元負担額（円）	4,565,920	2,354,700	3,950,000	3,902,019	4,727,600
繰越件数	14	16	22	20	21

45. 小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)(土木課)

年度	申請件数	実施件数	工事額(円)	助成額(円)
R1	56件	42件	24,248,240	16,897,000
R2	46件	57件	27,466,575	19,385,000
R3	54件	58件	41,697,370	29,064,000
R4	47件	60件	36,775,050	25,581,000
R5	42件	60件	39,735,470	27,673,000

令和5年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

46 市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)

住宅戸数

(単位:戸)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
戸数計	1,454	1,454	1,454	1,443	1,425

水洗化実施数

(単位:戸)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水洗化実施戸数	0	0	0	0	0
水洗化完了戸数	945	945	945	945	945

小野田地区 672戸

山陽地区 273戸

47 市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)

(単位:円)

内 訳	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 納 額	176,998,912	170,567,400	160,642,500	155,325,200	153,771,600
滞 納 額	19,443,447	18,695,747	19,474,247	21,032,847	22,486,347

48 市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数(令和5年度)

※「申込者数」「入居件数」「退去件数」いずれも令和5年度中の数字。申し込みから入居まで年度をまたぐケースがあるため、「申込者数」＜「入居件数」の団地もある。

※「空き戸数」は令和6年3月31日現在

団地名	申込者数	入居件数	退去件数	空き戸数
1 本山	7	2	2	30
2 赤崎	0	0	0	6
3 古開作第二	3	6	11	65
4 古開作	2	3	4	45
5 古開作第一			1	11
6 港	3	1	3	13
7 叶松	0	0	8	100
8 南中川第二			0	11
9 南中川山手	0	0	0	1
10 神帆	6	2	2	6
11 平原	12	1	4	51
12 有帆	2	1	5	77
小野田地区計	35	16	40	416
13 西善寺	0	0	1	12
14 成松	1	0	1	4
15 萩原	0	1	2	50
16 南萩原	1	0	1	16
17 石丸	0	0	1	18
18 厚陽	0	0	0	20
19 大河内	1	1	1	24
20 漁民アパート			0	15
21 大喜園			0	4
22 吉田地			0	8
23 前場	2	1	0	4
山陽地区計	5	3	7	175
市合計	40	19	47	591

49. 5年間の有料公園施設別の利用状況及び収入額

(人)・(円)

有料公園施設名称		R1	R2	R3	R4	R5
浜河内緑地庭球場	利用人数	3,279	1,394	1,758	2,109	1,602
	収入額	534,850	230,400	293,500	323,950	274,800
須恵健康公園庭球場	利用人数	5,315	3,264	3,971	4,160	4,533
	収入額	557,300	354,650	537,750	472,400	577,350
東沖緑地庭球場	利用人数	3,119	1,884	2,328	2,850	2,274
	収入額	384,450	237,450	266,750	320,400	230,700
江汐公園庭球場	利用人数	6,762	4,693	5,951	6,189	6,690
	収入額	1,841,910	1,301,070	1,552,110	1,594,180	1,581,440
須恵コミュニティ体育館	利用人数	8,163	5,187	6,830	6,940	7,717
	収入額	656,100	544,200	574,600	560,350	626,750
竜王山公園オートキャンプ場	利用人数	38,431	26,667	30,817	34,960	23,894
	収入額	15,379,965	11,420,520	13,010,810	15,248,860	10,816,710
江汐公園キャンプ場	利用人数	1,179	1,048	1,701	1,550	1,300
	収入額	273,725	231,970	374,940	353,020	298,290
江汐公園講義室	利用人数	5,618	447	1,041	1,256	1,497
	収入額	237,120	30,510	54,550	68,360	84,540

50. 5年間の公園維持管理料委託料

(円)

公園管理委託料	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	金額	10,953,519	11,669,294	12,281,984	11,760,655	11,159,048

51 下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額（5年間）

（下水道課）

（単位：円、％）

年度	調定額			収入額			滞納額			収納率		
	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
令和1年度	626,096,467	116,705,482	742,801,949	510,397,096	110,972,955	621,370,051	115,699,371	5,732,527	121,431,898	81.52	95.09	83.65
令和2年度	645,352,327	120,943,448	766,295,775	529,123,950	118,565,624	647,689,574	116,228,377	2,377,824	118,606,201	81.99	98.03	84.52
令和3年度	663,365,072	118,175,550	781,540,622	544,734,996	113,699,495	658,434,491	118,630,076	4,476,055	123,106,131	82.12	96.21	84.25
令和4年度	664,997,454	123,106,131	788,103,585	546,265,600	118,803,334	665,068,934	118,731,854	3,658,279	122,390,133	82.15	96.50	84.39
令和5年度	669,135,063	122,390,133	791,525,196	547,217,855	118,766,499	665,984,354	121,917,208	3,035,576	124,952,784	81.78	97.04	84.14

52. 港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)(土木課)

年度	使用者	使用料 (円)	面積 (㎡)	備 考
R 1	7 社	15,035,270	10,123	
R 2	7 社	15,088,120	10,123	
R 3	7 社	15,088,120	10,123	
R 4	7 社	15,088,120	10,123	
R 5	7 社	15,040,540	10,123	

共英製鋼株式会社
 富士商株式会社
 桜山産業株式会社
 共立株式会社
 ソフトバンク株式会社
 中国電力ネットワーク株式会社
 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

令和5年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

53 住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)

(一般住宅リフォーム)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数(件)	175	170	180
助成金額(円)	9,880,000	9,830,000	9,950,000

54 木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)

(単位:件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
耐震診断補助	6	7	8
耐震改修補助	0	1	1

55 工場設置奨励金の利用実績(3年分)

(単位:千円)

年 度	件 数	金 額
令和3年度	6	82,948
令和4年度	8	36,897
令和5年度	7	28,739

56 各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)

市営住宅団地別修繕料(単位:円)

No.	団地名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	本山	559,620	1,779,657	2,419,120	3,615,687	3,065,317
2	赤崎	94,286	19,800	287,100	44,000	186,780
3	古開作第二	6,444,092	4,324,561	3,798,664	5,367,951	4,194,604
4	古開作	874,634	1,081,432	1,227,710	661,870	6,369,008
5	古開作第一	20,628	0	38,500	0	0
6	港	1,066,395	1,404,647	1,129,818	1,174,140	1,013,650
7	叶松	685,832	962,390	818,763	549,714	1,203,722
8	南中川第二	0	0	0	0	0
9	南中川山手	107,568	133,430	0	157,740	350,088
10	神帆	1,300,862	1,287,657	856,180	2,237,180	2,909,170
11	平原	292,229	569,578	1,036,743	525,800	737,249
12	有帆	1,463,556	1,552,914	1,407,560	685,421	696,894
13	西善寺	664,831	345,730	173,734	0	374,260
14	成松	44,770	96,800	10,186	1,234,640	270,600
15	萩原	790,649	3,352,101	1,134,390	1,263,119	2,365,880
16	南萩原	790,042	542,300	1,005,455	1,252,570	2,008,281
17	石丸	159,908	1,050,588	62,892	46,200	26,250
18	厚陽	333,300	59,840	243,870	158,400	324,709
19	大河内	1,306,097	1,749,654	1,146,706	772,134	2,219,658
20	漁民アパート	32,406	27,500	0	136,199	0
21	大喜園	0	49,500	36,300	0	38,500
22	吉田地	0	253,000	0	0	0
23	前場	997,844	1,536,590	727,320	2,045,021	587,840
	その他	43,280	0	20,075	0	25,377
	合 計	18,072,829	22,179,669	17,581,086	21,927,786	28,967,837

No.57 農林水産課 有害鳥獣捕獲実績

単位:頭

年度		R1	R2	R3	R4	R5
捕獲実績 (うち駆除実績)	イノシシ	335 (100)	392 (78)	617 (139)	380 (95)	358 (99)
	シカ	19 (6)	85 (6)	28 (3)	24 (1)	44 (3)
	サル	0	0	0	1 1	1 (1)
	ヌートリア	—	—	—	24 (24)	23 (23)

No.58 農林水産課 有害鳥獣防護柵及び補助金額

年度	R1	R2	R3	R4	R5
補助件数(件)	17	20	21	9	15
補助金額(円)	900,440	1,449,770	1,020,160	243,340	689,290

５９．令和５年度一般会計における修繕料（５０万円以上）

（単位：円）

所属	款-項-目	節-細節	場所	修繕内容	金額
デジタル推進課	2-1-4	10-6 修繕料	山陽小野田市須恵西地内	電柱撤去・ケーブル移設(須恵1-1ほか1本)	660,000
デジタル推進課	2-1-4	10-6 修繕料	山陽小野田市くし山地内	ケーブル撤去(くし山～江の内間)	935,000
文化スポーツ推進課	2-1-26	10-6 修繕料	文化会館	文化会館正面玄関自動ドア修繕業務	847,000
文化スポーツ推進課	2-1-27	10-6 修繕料	きららガラス未来館	きららガラス未来館浄化槽修繕	4,840,000
文化スポーツ推進課	2-1-27	10-6 修繕料	きららガラス未来館	きららガラス未来館南側Fixほか修繕	2,640,000
障害福祉課	3-1-2	10-6 修繕料	みつば園	みつば園スプリンクラー修繕業務	550,000
環境課	4-1-3	10-6 修繕料	山陽小野田市斎場	山陽小野田市斎場 待合個室４ 給気ダクト改修及び天井補修工事	539,000
環境課	4-1-3	10-6 修繕料	山陽小野田市斎場	山陽小野田市斎場火葬炉修繕工事	3,740,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	汚泥脱水機排水汚泥受シュート修繕	2,376,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	空気圧縮機C号機整備	748,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	破砕機A号機分解整備	2,073,500
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	空気圧縮機B号機整備	1,958,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	軸流攪拌機A号機及び汚泥脱水機整備	20,240,000
環境課	4-2-3	10-6 修繕料	小野田浄化センター	破砕機C号機分解整備	2,068,000
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	六の割ポンプ場	六の割ポンプ場排水ポンプ修繕	599,500
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修工事5月分	5,231,600
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修工事5月分	3,628,900
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	六の割ポンプ場	六の割ポンプ場配管修繕	999,900
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修工事6月	1,648,900
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	市道七日町中塚線	市道七日町中塚線法面補修	1,936,000
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	市道七日町中塚線	市道七日町中塚線（七日町側）法面補修	889,900
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	市道七日町中塚線	市道七日町中塚線（中間部）法面補修	1,133,000
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	市道七日町中塚線	市道七日町中塚線（中塚側）法面補修	1,760,000
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修8月分	2,031,700
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修	6,378,900
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	市内一円舗装補修（市道日の出町船越線）	1,431,100
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	市道有帆川堤防	市道有帆川堤防左岸線舗装補修	899,800
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修12月分	1,910,274
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修12月	2,714,800
土木課	8-2-3	10-6 修繕料	山陽小野田市内一円	山陽小野田市内一円舗装補修（3月分）	2,500,300
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	古開作団地、港団地	古開作団地D棟、港団地D棟水道メーター取替え	1,562,000
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	南萩原団地	南萩原団地2棟水道メーター取替え	825,000
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	萩原団地	萩原団地1号棟昇降機乗降取替え	1,320,000
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	古開作団地	古開作団地C棟水道メーター等取替え	1,595,000
建築住宅課	8-6-1	10-6 修繕料	神帆団地	神帆団地D棟3階乗降機取替	1,870,000
教育総務課	10-3-1	10-6 修繕料	竜王中学校	竜王中学校・揚水ポンプ取替	644,600
中央図書館	10-5-2	10-6 修繕料	中央図書館	中央図書館誘導灯器具取替修繕	792,000
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	地下ビット漏水排水処理及び蒸気配管修繕	594,000
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	学校給食センター厨房機器点検整備業務	1,045,000
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	洗浄室粉砕機内蔵シンク修繕	803,000
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	厨房機器点検整備業務	902,000
学校給食センター	10-6-2	10-6 修繕料	学校給食センター	学校給食センター厨房機器修繕	665,610
総計					92,527,284

60. 市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料

(単位:円)

所属名	イベント名等	委託先	委託料
文化スポーツ推進課	かるた教室等開催業務委託料	山陽小野田かるた協会	470,000
	パラサイクリングのまちPR事業業務委託料	一般社団法人日本パラサイクリング連盟	500,000
	レノファ山口パートナーシップ事業業務委託料	株式会社レノファ山口	600,000
	アウトリーチ事業音響照明業務委託料	有限会社ヒップコーポレーション	79,200
	アウトリーチ事業「ゴスペルDEスマイルナイトVOL.2」音響照明業務委託料	河村 広大	80,000
	「山響サマーコンサート」公演業務委託料	山口県交響楽団	400,000
	「子ども文化ふれあい事業」公演業務委託料	ソレイユトリオ	760,000
	「ピアノマラソン大会」広報物作成業務委託料	来嶋 靖枝	50,000
	「山響サマーコンサート」広報物作成業務委託料	ケングラフィックス	27,500
	市民ふれあいスポーツ大会開催業務委託料	市民ふれあいスポーツ大会実行委員会	159,032
	市民マラソン大会委託料	市民マラソン大会実行委員会	209,850
	市民文化祭会場設営業務委託料	公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター	45,554
	「ピアノマラソン大会」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	82,500
	「子ども文化ふれあい事業」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	110,000
	「子ども文化ふれあい事業」送迎業務委託料	株式会社船鉄観光旅行社	528,297
	「山陽小野田少年少女合唱祭」舞台業務委託料	有限会社エフェクト	187,000
	「山響サマーコンサート」実行委員会業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	13,000
	「ピアノマラソン大会」実行委員会業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	56,000
	「山陽小野田少年少女合唱祭」実行委員会業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	13,000

6 1 借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書

名称	部署
津布田保育園	子育て支援課
厚陽地域交流センター用地	市民活動推進課
漁民アパート	農林水産課
小野田駅第1駐輪場(駅西側)	都市計画課
南中川駅駐輪場	都市計画課
小野田港駅第1駐輪場(駅舎北側)	都市計画課
雀田駅駐輪場	都市計画課
大喜園団地	建築住宅課
厚陽団地入居者用駐車場用地	建築住宅課
津布田小学校 管理普通特別教室棟・運動場・プール	教育総務課

*契約書のうち一部分は個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報及び法人に関する情報であって公開することにより当該法人に不利益を与えると認められる情報のため部分公開とします。

土地賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と賃借人山陽小野田市（以下「乙」という。）の間において、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「物件」という。）を乙に賃貸する。

- （1）所在地 山陽小野田市大字津布田字迫田 1 0 6 6 番 1
1 0 6 6 番 3
1 0 5 8 番 4

（2）地 目 宅 地

（3）地 積 1,090 m²

（賃貸借の期間）

第2条 物件の賃貸借期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（賃借料の支払）

第3条 物件の賃貸借料は、223,894 円とする。

2 乙は、前項の賃借料を契約期間満了後速やかに甲に支払うものとする。

（賃貸料の改定）

第4条 甲は、土地の価格の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃貸料の改定を請求することができる。

（転貸の禁止等）

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- （1）賃貸物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- （2）賃貸物件の形質を変改しないこと。
- （3）物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

（維持管理）

第6条 乙は、この物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、第5条の規定に違反したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、契約途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は、2ヶ月前に通知し、自己の負担で原状に回復して甲に返還しなければならない。

(契約費用)

第8条 この契約に要する費用(印紙税を除く。)については、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第9条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

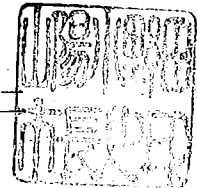
令和5年4月1日

甲

乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛





土地賃貸借契約書

土地の賃貸借について、貸付人 [REDACTED]（以下「甲」という。）と貸受人 山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「本土地」という。）を乙貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所在及び地番	地積	備考
山陽小野田市大字郡字浜 3225-1	1,638 m ²	
山陽小野田市大字郡字浜 3225-9	355 m ²	

（本土地の用途）

第2条 乙は、本土地を厚陽地域交流センターの用途に供するものとする。

（貸付期間）

第3条 本土地の貸付期間（以下「貸付期間」とする。）は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 貸付期間を延長しようとするときは、貸付期間が満了する日の30日前までに、乙は甲に対して書面で申し出るものとする。

（貸付料）

第4条 本土地の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、1年につき金242,059円とする。

（貸付料の支払）

第5条 甲は、契約を締結した日の月末までに乙に請求し、乙は請求があった日から30日以内に甲に支払うものとする。

（本土地の維持管理）

第6号 乙は、本土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、第1条に掲げる土地を使用するにあたり、他に損害を及ぼす恐れがあるときは、乙の責任においてこれを防止する義務を負うものとし、損害が発生したときは、これを賠償する責めを負うものとする。

（本土地の用途変更）

第7号 乙は、第2条に規定する本土地の用途（以下「用途」という。）の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について特に支障がないときは、用途の変更を承諾するものとする。

（本土地の転貸等）

第8条 乙は、本土地を第三者に転貸し、又はこの契約に定める乙の権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

（本土地の現状変更）

第9条 乙は、本土地の現状を変更してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(権利義務の継承等)

第10条 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約に定める甲の権利及び義務を継承させなければならない。

2 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡しようとするときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由によりこの契約の定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を乙に請求することができない。

(本土地の返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は乙が前条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、本土地を乙の負担において現状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、本土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷したとき、又は甲が本土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(疑義の解決)

第13条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

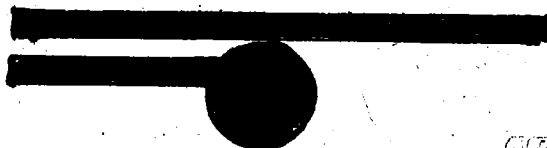
(履行の決定)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記入押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

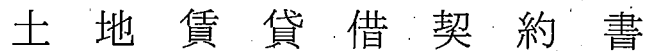
甲



乙 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛





第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「物件」という。）を乙に賃貸する。

土 地 の 表 示	地 積
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947 番 1	2,415.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 946 番 4	2,098.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947 番 2	5,178.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945 番 13	62.0 m ²

(3) 地 積 9, 7 5 3. 0 m²

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を

解除することができる。

(1) 3ヶ月以上賃借料の納入を怠ったとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

2 乙は前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合には、2ヶ月前に通知し、甲・乙立会いのうえ地上物件を乙の費用によって取り除き返還するものとする。

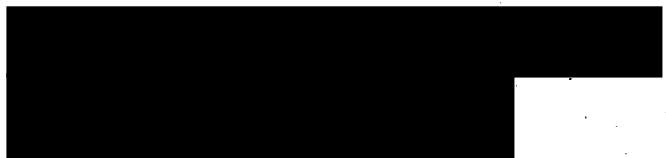
第9条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

第10条 この契約に関し、疑義が生じたときは、双方協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

賃貸人(甲)



賃借人(乙) 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛



NK 管理番号 049242
中 経 事 第 8 7 号
2022年11月16日

土地使用貸借更新契約書

西日本旅客鉄道株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり使用貸借更新契約を締結する。

（契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の使用貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

物件の表示

所在地 山口県山陽小野田市大字東高泊字東一ノ割 1723 番 1
（山陽本線 小野田駅構内 488K730M 付近（左））
数量 土地 370.12 平方メートル
使用目的 公共自転車駐輪場設置敷
原契約記番号 広地第 4-1 号（2020 年 4 月 14 日付）

（契約期間）

第2条 契約期間は、2023年4月1日から2026年3月31日までとする。

（契約の解除）

第3条 原契約書本文中の（契約の解除）の条の第1項の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の解除）

- 1 甲は、本件土地の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本件土地の契約期間中であっても、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 甲が、本件土地を甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 本件土地が、公共事業等のため重大な支障を生じたとき。
 - (3) 乙が、火災等により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
 - (4) 乙が、破産手続、再生手続、更生手続等の申立をし、又はその申立を受けたとき、もしくは他の債務のため差押、保全処分等を受けその他これに準ずる状態に陥ったとき。
 - (5) 乙が、制限行為能力者となったとき。
 - (6) 乙が、法令又は本件契約の条項に違反する行為に及んだとき。
 - (7) 乙自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合。
 - (8) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。
 - (9) 天災その他、甲及び乙いずれの責にも帰すことができない事由により、本件土地が使用できなくなったとき。

（契約の更新）

第4条 原契約書本文中の（契約の更新）の条の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の更新）

- 1 この契約の有効期間は、契約期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から起算して更に3箇年効力を有するものとし、以後もこの例による。

（疑義の解決方法）

第5条 原契約書本文中の（疑義の解決方法）の条の見出し及び条文を次の通り改めるものとする。

（疑義事項）

- 1 甲又は乙は、疑義が生じたとき、若しくは本件契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも順守させる義務を負うものとする。
- 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに本件契約を解除することができる。
- 6 甲は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

(甲の免責事項)

第7条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(甲の免責事項)

- 1 次の各号については、甲はその責を負わない。
 - (1) 天災その他、甲の責に帰することができない事由により乙が損害を被った場合
 - (2) 本件土地が公共性を有する鉄道施設と一体であることに起因とする漏水、騒音、振動、地盤沈下、高架橋からの落下物、動物のフン等並びにそれに関連して乙が被害を被った場合。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。
- 2 乙は、甲が鉄道施設等の点検・保守・改良を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害或いは営業上の支障については、その責を負わない。

(苦情処理)

第8条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

(原契約の遵守)

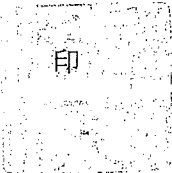
第9条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2023年2月16日

甲 住所 広島県広島市東区上大須賀町15番20号
氏 名 西日本旅客鉄道株式会社
執行役員 中国統括本部長 藏原 潮

乙 住所 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
氏 名 山陽小野田市長 藤田 剛二
連絡先 0836-82-1111



NK 管理番号 049243
中 経 事 第 8 7 号
2022年11月16日

土地使用貸借更新契約書

西日本旅客鉄道株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり使用貸借更新契約を締結する。

（契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の使用貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

（契約物件の表示）

所在地 山口県山陽小野田市中川二丁目 6645 番 1
（小野田線 南中川駅構内 8K220M 付近（右））
数量 土地 89.84 平方メートル
使用目的 公共自転車駐輪場設置敷
原契約記番号 広地第 4・2 号（2020 年 4 月 14 日付）

（契約期間）

第2条 契約期間は、2023年4月1日から2026年3月31日までとする。

（契約の解除）

第3条 原契約書本文中の（契約の解除）の条の第1項の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の解除）

- 1 甲は、本件土地の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本件土地の契約期間中であっても、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 甲が、本件土地を甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 本件土地が、公共事業等のため重大な支障を生じたとき。
 - (3) 乙が、火災等により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
 - (4) 乙が、破産手続、再生手続、更生手続等の申立をし、又はその申立を受けたとき、もしくは他の債務のため差押、保全処分等を受けその他これに準ずる状態に陥ったとき。
 - (5) 乙が、制限行為能力者となったとき。
 - (6) 乙が、法令又は本件契約の条項に違反する行為に及んだとき。
 - (7) 乙自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合。
 - (8) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。
 - (9) 天災その他、甲及び乙いずれの責にも帰すことができない事由により、本件土地が使用できなくなったとき。

（契約の更新）

第4条 原契約書本文中の（契約の更新）の条の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の更新）

- 1 この契約の有効期間は、契約期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から起算して更に3箇年効力を有するものとし、以後もこの例による。

（疑義の解決方法）

第5条 原契約書本文中の（疑義の解決方法）の条の見出し及び条文を次の通り改めるものとする。

（疑義事項）

- 1 甲又は乙は、疑義が生じたとき、若しくは本件契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも順守させる義務を負うものとする。
- 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに本件契約を解除することができる。
- 6 甲は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

(甲の免責事項)

第7条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(甲の免責事項)

- 1 次の各号については、甲はその責を負わない。
 - (1) 天災その他、甲の責に帰することができない事由により乙が損害を被った場合
 - (2) 本件土地が公共性を有する鉄道施設と一体であることに起因とする漏水、騒音、振動、地盤沈下、高架橋からの落下物、動物のフン等並びにそれに関連して乙が被害を被った場合。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。
- 2 乙は、甲が鉄道施設等の点検・保守・改良を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害或いは営業上の支障については、その責を負わない。

(苦情処理)

第8条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

(原契約の遵守)

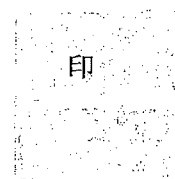
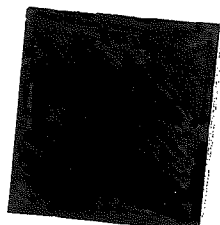
第9条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2023年2月16日

甲 住所 広島県広島市東区上大須賀町15番20号
氏名 西日本旅客鉄道株式会社
執行役員 中国統括本部長 藏原 潮

乙 住所 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
氏名 山陽小野田市長 藤田 剛二
連絡先 0836-82-1111



NK 管理番号 049244
中 経 事 第 8 7 号
2022年11月16日

土地使用貸借更新契約書

西日本旅客鉄道株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり使用貸借更新契約を締結する。

（契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の使用貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

〔契約物件の表示〕

所在地 山口県山陽小野田市北竜王町 6289 番 6
（小野田線 小野田港駅構内 6K450M 付近（左））
数 量 土地 48.04 平方メートル
使用目的 公共自転車駐輪場設置敷
原契約記番号 広地第 4-3 号（2020 年 4 月 14 日付）

（契約期間）

第2条 契約期間は、2023年4月1日から2026年3月31日までとする。

（契約の解除）

第3条 原契約書本文中の（契約の解除）の条の第1項の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の解除）

- 1 甲は、本件土地の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本件土地の契約期間中であっても、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 甲が、本件土地を甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 本件土地が、公共事業等のため重大な支障を生じたとき。
 - (3) 乙が、火災等により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
 - (4) 乙が、破産手続、再生手続、更生手続等の申立をし、又はその申立を受けたとき、もしくは他の債務のため差押、保全処分等を受けその他これに準ずる状態に陥ったとき。
 - (5) 乙が、制限行為能力者となったとき。
 - (6) 乙が、法令又は本件契約の条項に違反する行為に及んだとき。
 - (7) 乙自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合。
 - (8) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。
 - (9) 天災その他、甲及び乙いずれの責にも帰すことができない事由により、本件土地が使用できなくなったとき。

（契約の更新）

第4条 原契約書本文中の（契約の更新）の条の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の更新）

- 1 この契約の有効期間は、契約期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から起算して更に3箇年効力を有するものとし、以後もこの例による。

（疑義の解決方法）

第5条 原契約書本文中の（疑義の解決方法）の条の見出し及び条文を次の通り改めるものとする。

（疑義事項）

- 1 甲又は乙は、疑義が生じたとき、若しくは本件契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも順守させる義務を負うものとする。
- 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに本件契約を解除することができる。
- 6 甲は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

(甲の免責事項)

第7条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(甲の免責事項)

- 1 次の各号については、甲はその責を負わない。
 - (1) 天災その他、甲の責に帰することができない事由により乙が損害を被った場合
 - (2) 本件土地が公共性を有する鉄道施設と一体であることに起因とする漏水、騒音、振動、地盤沈下、高架橋からの落下物、動物のフン等並びにそれに関連して乙が被害を被った場合。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。
- 2 乙は、甲が鉄道施設等の点検・保守・改良を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害或いは営業上の支障については、その責を負わない。

(苦情処理)

第8条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

(原契約の遵守)

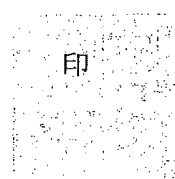
第9条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2023年2月6日

甲 住 所 広島県広島市東区上大須賀町 15 番 20 号
氏 名 西日本旅客鉄道株式会社
執行役員 中国統括本部長 藏原 潮

乙 住 所 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
氏 名 山陽小野田市長 藤田 剛二
連絡先 0836-82-1111



NK 管理番号 049245
中 経 事 第 8 7 号
2022年11月16日

土地使用貸借更新契約書

西日本旅客鉄道株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり使用貸借更新契約を締結する。

（契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の使用貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

〔契約物件の表示〕

所在地 山口県山陽小野田市大字小野田 3817 番 1
（小野田線 雀田駅構内 4K470M 付近（左））
数量 土地 9.97 平方メートル
使用目的 公共自転車駐輪場設置敷
原契約記番号 広地第 4-4 号（2020 年 4 月 14 日付）

（契約期間）

第2条 契約期間は、2023年4月1日から2026年3月31日までとする。

（契約の解除）

第3条 原契約書本文中の（契約の解除）の条の第1項の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の解除）

- 1 甲は、本件土地の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本件土地の契約期間中であっても、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 甲が、本件土地を甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 本件土地が、公共事業等のため重大な支障を生じたとき。
 - (3) 乙が、火災等により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
 - (4) 乙が、破産手続、再生手続、更生手続等の申立をし、又はその申立を受けたとき、もしくは他の債務のため差押、保全処分等を受けその他これに準ずる状態に陥ったとき。
 - (5) 乙が、制限行為能力者となったとき。
 - (6) 乙が、法令又は本件契約の条項に違反する行為に及んだとき。
 - (7) 乙自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辭、業務妨害行為などの行為をした場合。
 - (8) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。
 - (9) 天災その他、甲及び乙いずれの責にも帰すことができない事由により、本件土地が使用できなくなったとき。

（契約の更新）

第4条 原契約書本文中の（契約の更新）の条の条文を次の通り改めるものとする。

（契約の更新）

- 1 この契約の有効期間は、契約期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から起算して更に3箇年効力を有するものとし、以後もこの例による。

（疑義の解決方法）

第5条 原契約書本文中の（疑義の解決方法）の条の見出し及び条文を次の通り改めるものとする。

（疑義事項）

- 1 甲又は乙は、疑義が生じたとき、若しくは本件契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 1 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも順守させる義務を負うものとする。
- 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに本件契約を解除することができる。
- 6 甲は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

(甲の免責事項)

第7条 原契約書に次の通り加えるものとする。

(甲の免責事項)

- 1 次の各号については、甲はその責を負わない。
 - (1) 天災その他、甲の責に帰することができない事由により乙が損害を被った場合
 - (2) 本件土地が公共性を有する鉄道施設と一体であることに起因とする漏水、騒音、振動、地盤沈下、高架橋からの落下物、動物のフン等並びにそれに関連して乙が被害を被った場合。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。
- 2 乙は、甲が鉄道施設等の点検・保守・改良を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害或いは営業上の支障については、その責を負わない。

(苦情処理)

第8条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

(原契約の遵守)

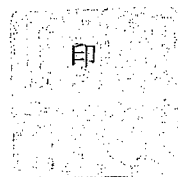
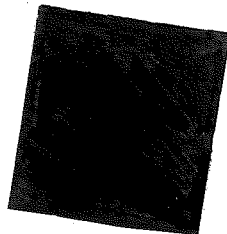
第9条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2023年2月16日

甲 住所 広島県広島市東区上大須賀町15番20号
氏名 西日本旅客鉄道株式会社
執行役員 中国統括本部長 藏原 潮

乙 住所 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
氏名 山陽小野田市長 藤田 剛二
連絡先 0836-82-1111





土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字埴生字片山232番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 791.99㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額279,254円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、賃貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。

この場合は2か月前に賃貸人に通知し、賃貸人・賃借人立会のうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用（印紙税は除く）は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

賃貸人

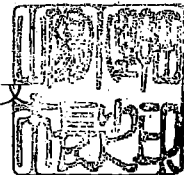
住 所
氏 名



賃借人

山陽小野田市

山陽小野田市長 白 井 博 文





土地の賃貸借変更に関する覚書

平成28年4月1日に締結した土地賃貸借契約において、賃貸人[REDACTED]の死亡により相続人[REDACTED]が当該土地所有者となったため、土地賃貸借契約書の一部を、下記のとおり変更する。

第1条 賃貸人を「[REDACTED]」から「[REDACTED]」に変更し、賃借人を「山陽小野田市長 白井博文」から「山陽小野田市長 藤田剛二」に変更する。

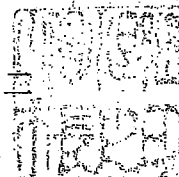
第2条 第7条第3項中「賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。」を「賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったとき、又は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、その他賃借人の予算の都合等のやむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。」に変更する。

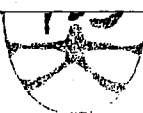
以上を確認した証として、本書面を2通作成し、新賃貸人、賃借人それぞれ署名捺印の上、原契約書とともに各々1通を所持する。

平成30年4月17日

新賃貸人 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

賃借人 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二





土地賃貸借契約書

賃貸人  と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡字一ノ沖部3750番1
- (2) 地目 雑種地
- (3) 地積 508㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を自動車保管場所として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額66,000円とする。

- 2 賃借人は、前項の賃借料を令和7年4月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) 賃借料の納入を怠ったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。

第8条 この契約に要する費用(印紙税は除く。)は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

賃貸人 住 所
氏 名



賃借人

山口県山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛





土地賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を旧津布田小学校の用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1030番

地目 雑種地

地積 452 m² (実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額58,220円(生産者米価により算定した額)とし、乙は令和6年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

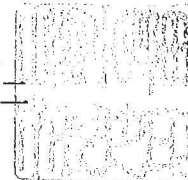
令和5年4月1日

甲 (貸貸人)

乙（賃借人） 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛 二





土地賃貸借契約書

賃貸人■■■■■（以下「甲」という。）と賃借人山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を旧津布田小学校の用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1034番

地目 雑種地

地積 1,581㎡（実測）

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（賃料及び支払方法）

第3条 賃料は年額203,620円（生産者米価により算定した額）とし、乙は令和6年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算（10円未満の端数切捨て。）によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

（禁止事項）

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

（有益費等請求権の放棄）

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

甲(賃貸人)



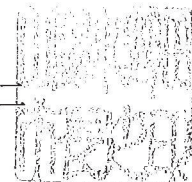
乙(賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛

二





土地賃貸借契約書

賃貸人■■■■■（以下「甲」という。）と賃借人山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を旧津布田小学校の用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1036番

地目 学校用地

地積 2,123 m² (実測)

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（賃料及び支払方法）

第3条 賃料は年額273,430円（生産者米価により算定した額）とし、乙は令和6年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算（10円未満の端数切捨て。）によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

（禁止事項）

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

（有益費等請求権の放棄）

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 (賃貸人)



乙 (賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛

